

学校における
食物アレルギー対応マニュアル
【R7.2月改訂版】

令和7年2月

長崎市教育委員会

学校給食における 食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。
そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場※１の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等※２は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※１ 本指針において「調理場」とは、特段の区分がない限り、単独校調理場・共同調理場等を含む、学校給食調理施設全体を指す。

※２ 本指針において「教育委員会等」とは、公立学校における教育委員会のほか、国立大学附属学校における国立大学法人、私立学校における学校法人等、学校の設置者を指す。

『学校給食における食物アレルギー対応指針
(文部科学省 平成２７年３月)』より抜粋

学校給食における 食物アレルギー事故防止のための6か条

- 全ての業務を複数体制で行う。
- 担任不在の場合は、代教者への申し送りを確実に行う。
- 個別対応表と照らし合わせ、配膳前後に確認を行う。
- 食物アレルギー対応が必要な児童生徒分は、最初に配膳を行う。
- 食物アレルギー対応がある日は、おかわりはしない。
- 当番活動や片付けで、アレルゲンに接触しないように配慮する。



目 次

第 1 章	本市における基本方針等	
	長崎市立小・中学校における基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	学校における食物アレルギー対応基準・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	食物アレルギー対応の実施基準・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	学校給食における原因食物（アレルゲン）の除去対応・・・・・・・・	3
第 2 章	学校での支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 3 章	校内における食物アレルギー対応委員会の設置・・・・・・・・	6
第 4 章	教職員及び学校関係者の役割・・・・・・・・	7
	学校における食物アレルギー対応役割分担表【標準事例】・・・・	11
第 5 章	食物アレルギーを有する児童生徒に対する取組・・・・・・・・	12
1	食物アレルギーを有する児童生徒の把握並びに	
	「学校生活管理指導表」・「食事状況確認書」について・・・・	12
2	保護者との面談・・・・・・・・	13
3	個別支援プランの作成・・・・・・・・	14
	学年ごとのアレルギー対応の流れ・・・・・・・・	15
	栄養教諭等未配置校（食育関連校）の	
	アレルギー対応の流れ（フロー図）・・・・・・・・	16
	食物アレルギーがあるお子さんの	
	給食献立での個別対応表（例）・・・・・・・・	17
第 6 章	学校給食の対応・・・・・・・・	18
1	食物アレルギーに対応した学校給食を実施する	
	ための体制づくり・・・・・・・・	18
2	学校給食での食物アレルギーへの対応における注意事項・・・・	18
	学校給食費の取扱い・・・・・・・・	18
3	学校給食における事故を防ぐための主な留意点・・・・・・・・	19
	学級における対応フロー図・・・・・・・・	20
	食物アレルギー児童生徒の給食対応手順（例）・・・・・・・・	21
第 7 章	学校生活での留意点・・・・・・・・	22
第 8 章	食物アレルギーを有する児童生徒及び周りの児童生徒への指導・・	23
第 9 章	教職員の共通理解、校内研修・・・・・・・・	24
第 10 章	食物アレルギーの緊急時対応・・・・・・・・	26
	・緊急時の役割分担確認表（例）・・・・・・・・	27
	・症状チェックシート・・・・・・・・	28
	・エピペンの使い方・・・・・・・・	29
	・心肺蘇生と A E D の手順・・・・・・・・	30
	・食物アレルギーにおける緊急時対応プランについて・・・・	31
	食物アレルギー緊急時個別対応カードの作成	
	食物アレルギー緊急時個別対応経過記録表について	

【様式】

文書様式 1-①「学校生活における食物アレルギー調査票」

提出のお願い（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

文書様式 1-②学校における食物アレルギー対応に係る

必要書類提出のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

様式 1 学校生活における食物アレルギー調査票・・・・・・・・・・・・ 35

様式 1 関連様式 飲用牛乳中止申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

様式 2 学校生活管理指導表【食物アレルギー】・・・・・・・・・・・・ 37

様式 3 食事状況確認書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

文書様式 2 食物アレルギー対応申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

様式 4 食物アレルギー面談調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

様式 5-①「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」・・・・・・・・ 41

様式 5-②「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」・・・・・・・・ 42

「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」【記入例】・・・・ 43

様式 6 緊急時個別対応経過記録表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

文書様式 3 食物アレルギー対応等決定通知書（例）・・・・・・・・・・・・ 46

文書様式 4 除去解除申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

文書様式 5 除去解除通知書（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

様式 7 学校給食食物アレルギー事故発生状況報告書・・・・・・・・・・・・ 49

【参考様式】 ※必要に応じてご活用ください。

参考様式 1 面談チェックリスト（表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

面談チェックリスト（裏）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

参考様式 2 食物アレルギー対応児童生徒一覧チェック表・・・・・・・・・・・・ 53

参考様式 3 個人ファイル用チェック項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

学校給食センター受配校では、学校給食での食物アレルギー対応に関連する面談・申請・対応食の受け取り等、対応が異なる部分があるため、別冊「学校における食物アレルギー対応マニュアル（学校給食センター受配校用）」で確認してください。

第1章 本市における基本方針等

長崎市立小・中学校における基本方針

- 1 関係者は、食物アレルギーを有する児童生徒に対しての正しい理解と協力が得られるよう共通理解と連携を図る。
- 2 関係者は、食物アレルギーを有する児童生徒が楽しい学校生活を送れるように努める。
- 3 給食における食物アレルギーの対応は、医師の指示書等を基に確認したのち、学校（共同調理場・学校給食センター）等の実情（栄養教諭等の配置や調理員数、設備面）を考慮し、献立に関する情報（献立表（分量表）と成分表（原料配合表））の提供、対応食、弁当持参などの方法により行う。
- 4 校長並びに共同調理場長は、関係者と連携し、安全面に配慮し実施可能な条件を満たした対応方法を決定する。
- 5 このマニュアルは、必要に応じ適宜見直すこととする。

学校における食物アレルギー対応基準

1 医師の診断によること。

- (1) アレルギーの原因が特定できており食物アレルギーが明確であること。
 - (2) 教育委員会指定の「学校生活管理指導表」（様式2）、「食事状況確認書」、（様式3）」及び「食物アレルギー対応申請書」（文書様式2）を、毎年、提出すること。
なお、医師による「学校生活管理指導表」の評価期間を過ぎた場合は、その都度、提出すること。
- ◎学校給食で「そば」「落花生（ピーナッツ）」「くるみ」「キウイフルーツ」は使用しない。原因食物がこれらのみの児童生徒は、下記のとおり提出する。
- ・「学校生活管理指導表」・・・小・中学校の入学時各1回に限り提出
 - ・「食事状況確認書」・・・提出不要
 - ・「食物アレルギー対応申請書」・・・毎年提出

2 家庭でもアレルギー対応を実施していること。

家庭でも医師の指示による食事管理（原因食物の除去など）を行っている児童生徒を対象とする。

3 給食では、食物アレルギー対応の実施基準に基づき対応すること。

長崎市においては、安全で安心な給食の提供の観点から、設備面や関係職員の配置状況も考慮し、食物アレルギー対応の実施基準を次のとおりとする。

ただし、学校給食センターを整備し食物アレルギー専用室を設けるなどして、文部科学省の『学校給食における食物アレルギー対応の大原則』に則って、原因食物の完全除去対応などの一律の対応が出来るように努める。

食物アレルギー対応の実施基準

『対応レベル』

対応レベル		対応内容	対象
①詳細な献立表		献立表（分量表）・成分表（原料配合表）を保護者に事前に配布する。保護者と関係職員等で毎日の対応を決定する。 アレルギーを含む料理や食品を喫食しない。 （弁当対応を含む）	対応決定を受けた者全て
② 対応食	除去食	アレルギーを含む食材を除いて調理したものを提供。	『対応食実施条件』を満たす場合
	代替食	アレルギーを含む食材に対してアレルギーを含まない食材を代替して調理したものを提供。 ※学校給食センターのみ対応可能。	

※学校・調理場の状況や児童生徒の実態により、①のみ、または①②を組み合わせた対応となる。

『対応食実施条件』

【学校の体制】

- ① 校長（共同調理場長）等の管理職が、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任や養護教諭、調理員等関係職員とともに対応食の対応について、確認・協議ができる体制のもとで行う。
- ② 栄養教諭・学校栄養職員等による確実な指導、設備等の状況も踏まえて、安全に対応食が提供出来ると判断した学校において実施する。

『対応8品目』：本市において対応食の対象となるアレルギー

卵、乳、えび、かに、いか、たこ、アーモンド、カシューナッツ

【長崎市の学校給食において使用・提供しない食物】

- 「そば」「落花生（ピーナッツ）」「くるみ」は特に重篤度の高い食物であるため、使用しない。
- 「キウイフルーツ」についても、新規発症するリスクが高いため、使用しない。
- ただし、これらを含む製品を生産する工場で作られている製品を使用することがある。
- 「生卵、半熟卵」は、提供しないが、1食マヨネーズやドレッシング等を提供することがある。

○対応8品目のうち除去するアレルギーについては、献立内容や調理員数等を考慮し、各校（共同調理場）で決定する。

○調理中のアレルギーの除去は、可能な限りの対応とする。

※揚げ油についても、別揚げ対応はしない。

※アレルギーを含む食品を揚げた油は使い回すことを前提とする。

学校給食における原因食物（アレルゲン）の除去対応

各学校では、提出された「学校生活管理指導表」及び「食事状況確認書」と保護者との面談を基に、安全性確保のため、症状の程度やアナフィラキシーの既往の有無にかかわらず、**原因食物の完全除去対応（提供するかしないかの二者択一）**を原則とする。なお、完全除去対応においては、提供された給食から自分で原因食物（アレルゲン）を取り除いて食べることは、安全確保の面から認められない。

また、「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」についても、原因食物の完全除去対応を行う。

（参考）『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』（（財）日本学校保健会）より

【食物依存性運動誘発アナフィラキシー】

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など患者によってさまざま）をすることによりアナフィラキシー症状を起こします。（中略）発症した場合には、じんましんからはじまり高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要です。

①『完全除去』を基本とした対応について

学校生活管理指導表に記載されている原因食物については、『完全除去』を基本とする。医師が少量摂取可であると診断している場合や、家庭で喫食している場合においても、次頁の例外的対応④を除き、食物の分量及び加熱度合いによる『多段階対応』は行わない。

【例外的対応③】 卵については、加熱調理することで低アレルゲン化するため、医師から「加熱した卵は摂取可」の診断が出ている場合は、例外的に対応する。

提供する （加熱した卵料理）	（例）○卵を含むパン ○卵を含む加工品 ○衣に卵を使用した揚げ物 ○かきたま汁、親子丼等
提供しない （加熱が不十分な加工品）	（例）○マヨネーズ、タルタルソース等

※保護者は、医師に確認したうえで、生卵や加熱が不十分な加工品の摂取の可否について、食事状況確認書（様式3）に記載する。

【例外的対応④】 医師から、次の食物について『口腔アレルギー症候群』の診断が出ている場合は、例外的に対応する。

ハンノキ花粉に関連する豆乳の口腔アレルギー症候群の場合	生の豆乳のみの除去 《加熱した豆乳や大豆・大豆製品は提供する》
シラカバ花粉やイネ科花粉、キク科花粉などに関連する食物（果物・野菜など）の口腔アレルギー症候群の場合	症状発症の原因となる生の食物のみの除去 《加熱した原因食物は提供する》

※保護者は、医師に確認したうえで、生の豆乳などの摂取の可否について、食事状況確認書（様式3）に記載する。

②調味料・だし・添加物等の使用について

調味料・だし・添加物等については、食物アレルギーのある児童であっても基本的には摂取可能なことや、重篤な食物アレルギーでなければ除去の必要がないことから、適切な栄養素の確保・生活の質の維持と併せて、調理場の負担軽減を図るため、給食では使用する。

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品（調味料・だし・添加物等）については、使用する。
(原因食物について完全除去の児童生徒にも提供する。)

原因食物	調味料等	原因食物	調味料等
鶏卵	卵殻カルシウム	ゴマ	ゴマ油
牛乳	乳糖・ 乳清焼成カルシウム	魚類	かつおだし・ いりこだし・魚醤
小麦	しょうゆ・酢・みそ	肉類	エキス
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ		

※調味料・だし・添加物等について対応が必要な場合は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供を考慮し、弁当持参（原因食物が含まれる日は（一部・全部）弁当持参、または、毎日弁当持参）とする。

③コンタミネーション（微量混入）の取扱いについて

学校給食では、コンタミネーション（食品加工工場等の製造過程での微量混入）の可能性がある食品も使用する。また、学校給食は限られたスペース、決められた時間内に大量の調理を行うため、調理工程等において微量混入の可能性がある。

※微量の混入でも重篤な症状が出る場合、安全性の確保が困難であるため、弁当持参（原因食物が含まれる日は（一部・全部）弁当持参、または、毎日弁当持参）とする。

④その他

多品目の食物除去が必要であるなど、学校給食で対応が困難と考えられる場合は、毎日弁当持参とする。

第2章 学校での支援体制

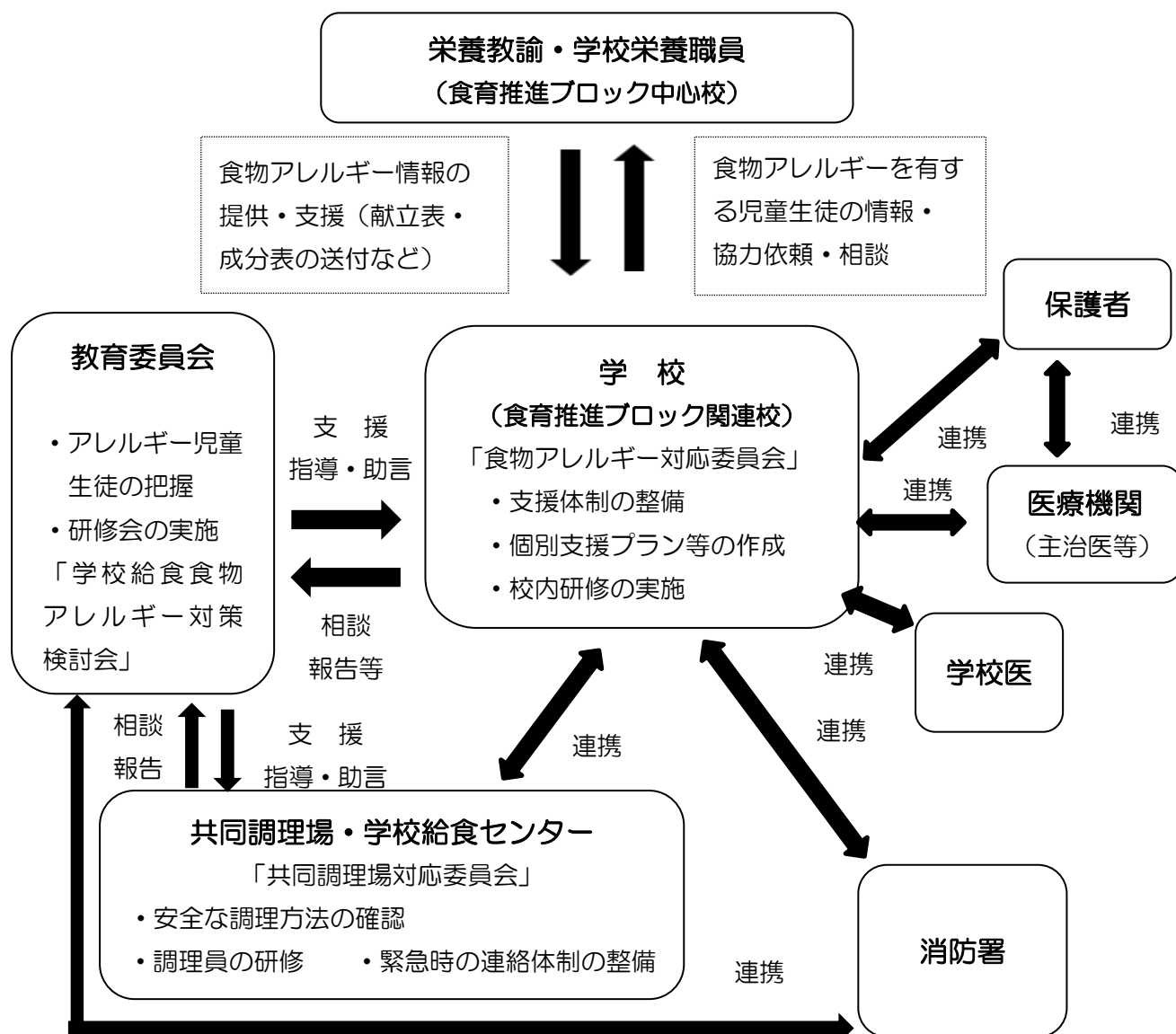
学校において、食物アレルギーを有する児童生徒に対する取組を進めていくためには、保護者や学校関係者が十分に話し合い、医師との連携のもと、個々の児童生徒の情報を的確に把握し、給食対応内容や健康管理等に配慮する事項について、学校職員全員が情報を共有しておくことが大切です。

食物アレルギーは、緊急の対応を必要とし、特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

緊急時に備えて、内服薬やアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン[®]」）等が処方されている場合があり、職員の誰もが、アナフィラキシーに対して適切に対応できるように、校長統括のもと、校内外の体制を整備しておくことが大切です。

また、教育委員会においても、食物アレルギーを有する児童生徒の把握、各校への支援や指導・助言、研修会の実施、管轄消防署との連携等、学校がアレルギーを有する児童生徒に対する取組を進めるための体制を整備する必要があります。

食物アレルギーを有する児童生徒の支援体制図



第3章 校内における食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーを有する児童生徒の健康管理や対応について検討し、個別支援プランの作成等を行うため、委員会を設置します。既存の委員会や組織で対応が可能であれば、新たに設置する必要はありません。

1 食物アレルギー対応委員会の役割

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の健康管理や対応について検討する。
- ・「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」を作成する。
（様式5-①② 参照）
※様式5-①②は、保護者との面談結果を踏まえて完成させる。
- ・校内外の支援体制や救急体制を整備する。
- ・教職員全員の共通理解を図る。
- ・校内研修を実施する。
- ・取組を評価・検討し、個別支援プランの改善を行う。

2 構成

校長、副校長、教頭、主幹教諭、保健主事・保健担当者、学年主任（学年代表）、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、部活動顧問等必要と思われる教職員

（必要に応じ、学校医、主治医、専門医及び教育委員会担当者に協力を依頼する。）

＊ 部活動顧問は、担当する部活動に食物アレルギーを有する児童生徒が所属している場合に構成員となることが望ましい。

＊ 必要に応じて、学校医、主治医、専門医に助言を求める体制を整えておく。

3 委員会の開催

- ・ 年度初めに開催する。食物アレルギーのため給食等の対応が必要な場合には、入学前に開催する。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒が新たに判明し、緊急を要する場合には、その都度開催する。
- ・ 校外行事・宿泊を伴う行事の前など、状況に応じて開催する。
- ・ 配慮事項や健康管理に変更がない場合でも、適切に対応が行われているか定期的に点検し、評価を行う。

第4章 教職員及び学校関係者の役割（役割分担表 参照）

1 校長の役割

- (1) 校長のリーダーシップのもと、食物アレルギーを有する児童生徒に対応するための組織が有効に機能するよう、校内外の体制を整備し（給食時の複数チェック体制の検討含む）、関係機関との連携を図る。
- (2) 「食物アレルギー対応委員会」を開催する。
- (3) 食物アレルギーの対応について、教職員等の共通理解がもてるよう指導する。
- (4) 保護者との面談の際、基本的な考え方を説明し、「個別支援プラン」の最終決定を行う。
- (5) 食物アレルギー症状の発生時及び緊急時には、教職員等に「食物アレルギーにおける緊急時対応プラン」に基づいた適切かつ迅速な対応を指示する。
- (6) 食物アレルギーに係る校内研修を実施する。特に、アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の研修については、食物アレルギーを有する児童生徒の有無に関わらず、実施する。
- (7) 全教職員等の共通理解のもと、食物アレルギー対応が行えたか、校内の体制に問題はなかったか、定期的に評価と見直しを行う。
- (8) 市教委への相談、報告等を行う。

2 副校長・教頭の役割

- (1) 校内全体の連絡調整を行う。
- (2) 関係機関等との対応窓口となる。
- (3) 教職員等の共通理解がもてる場をつくる。
- (4) 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握を総括する。
- (5) 保護者と関係者との面談の場を設ける。
- (6) 「食物アレルギー対応マニュアル」を確認し、教職員等に周知徹底を図る。
- (7) 食物アレルギー症状の発生時及び緊急時には、校長の指示のもと、「食物アレルギーにおける緊急時対応プラン」に基づいた対応が適切かつ迅速に行われるよう職員に指示し、確認する。
- (8) 食物アレルギーに係る校内研修の準備を行う。

3 学級担任・学年主任（学年代表）の役割

- (1) 養護教諭や給食主任等と連携し、「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」（様式5-①②）を作成する。 ※様式5-①②は、保護者との面談結果を踏まえて完成させる。
- (2) 保護者との面談等により食物アレルギーを有する児童生徒の情報を的確に把握する。
- (3) 食物アレルギーを有する児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。
- (4) 給食時に除去食等の間違いが無いのか、学級における対応フロー図を参考に、個別対応表等を用い確認する。（※複数体制で確認する）
- (5) 日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。
- (6) 対象児童生徒の食物アレルギー症状の発生時及び緊急時には、「食物アレルギーにおける緊急時対応プラン」に基づき、適切かつ迅速に対応する。
- (7) 養護教諭や給食主任等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行い、自己管理能力を育成する。
- (8) 養護教諭や給食主任等と連携し、学校での様子を記録し、個々のアレルギー関係書類とともに管理する。

- (9) 養護教諭や給食主任等と連携し、毎月、保護者と栄養教諭等との関係書類が整っているか確認する。

4 保健主事・保健担当者の役割

- (1) アレルギー疾患の児童生徒に組織的に対応するための連絡調整を行うとともに、食物アレルギーを有する児童生徒の活動と学校全体との活動の調整や関係機関との連携を図る。
(2) 「個別支援プラン」の作成に当たって、取りまとめや意見の調整を行う。

5 養護教諭の役割

- (1) 担任や給食主任等と連携し、「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」を作成する。
(2) 保護者との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の情報を的確に把握する。
(3) 担任等と連携して本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、保健管理を行い、自己管理能力を育成する。
(4) 主治医、学校医等、医療機関との連携の上での中核的な役割を果たす。
(5) 学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。
(6) 食物アレルギー症状の発生時及び緊急時には、「食物アレルギーにおける緊急時対応プラン」に基づき、適切かつ迅速に対応する。
(7) アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。
(8) 担任や給食主任等と連携し、毎月、保護者と栄養教諭等との関係書類が整っているか確認する。

6 給食主任の役割

- (1) 担任や養護教諭等と連携し「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」を作成する。
(2) 食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、教職員への共通理解を図る。
(3) 担任や養護教諭、栄養教諭等と連携し、本人への食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。
(4) 調理員との連絡調整（栄養教諭等未配置校）、共同調理場・学校給食センターとの連絡調整（共同調理場・学校給食センターの受配校）を行う。
(5) 担任や養護教諭等と連携し、毎月、保護者と栄養教諭等との関係書類が整っているか確認する。
(6) 食物アレルギー症状の発生時及び緊急時には、「食物アレルギーにおける緊急時対応プラン」に基づき、適切かつ迅速に対応する。

7 栄養教諭・学校栄養職員の役割

- (1) 担任や給食主任、養護教諭等と連携し「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」を作成する。
(2) 保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。
(3) 担任や給食主任、養護教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への指導や相談を行い、自己管理能力を育成する。
(4) 給食対応（献立表及び原料配合表と作業工程表を作成し、アレルゲンの混入事故のない調理の管理、調理員との連携等を図る。）
(5) 担任や養護教諭等と連携し、毎月、保護者と栄養教諭等との関係書類が整っているか確認する。

- (6) 給食時の指導について、担任に状況を伝え助言する。
- (7) 親学校並びに共同調理場・学校給食センター配置の栄養教諭等は、受配校と情報を共有化し相互協力する。
- (8) 食育推進ブロック中心校の栄養教諭等は、食育関連校と情報を共有化し、献立表及び原料配合表及び関連資料等を提供し支援を行う。
- (9) 食物アレルギー症状の発生時及び緊急時には、「食物アレルギーにおける緊急時対応プラン」に基づき、適切かつ迅速に対応する。

8 全教職員の役割

- (1) 食物アレルギーに関しては、複数体制で確認する。
- (2) 対応委員会や研修会等に参加し、食物アレルギーの対応について共通理解をする。日頃から、学級担任や給食主任、養護教諭、栄養教諭等の支援を行い、緊急時においても、役割を担う。
- (3) 給食時間は、複数体制でのチェックが必要であり、その役割を担う。

9 調理員の役割

- (1) 対応委員会や研修会等に参加し、食物アレルギーの対応について共通理解をする。
- (2) 食物アレルギーを有する児童生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。
- (3) 調理員と栄養教諭等とが話し合い、除去する食品を確認したうえで、調理作業にあたる。
- (4) 例外的に調理対応する場合は、管理職、学級担任や給食主任、養護教諭、食育ブロックの栄養教諭等と話し合い、調理内容を決定する。

10 配膳員の役割（※対応食の対応がある場合）

- (1) 親学校、共同調理場・学校給食センターから配布された配送予定表により、コンテナ内の対応食を確認する。
- (2) 献立内容をよく理解し、対応食を確実に手渡す。

11 共同調理場・学校給食センターの役割

- (1) 共同調理場長、共同調理場関係職員と受配校の校長、副校長、教頭、給食主任、養護教諭、栄養教諭等、必要と思われる教職員等で、食物アレルギーの対応・連携について協議し、体制整備を図る。
- (2) 受配校との連絡調整を行う。
- (3) 「共同調理場対応委員会」等を開催し、内容について、関係職員と共通理解を図る。
- (4) 共同調理場職員に対し、食物アレルギーに係る研修を実施する。
- (5) 「食物アレルギー対応マニュアル」を確認し、関係職員等に周知徹底を図る。

12 教育委員会の役割

- (1) 食物アレルギー対策に関する必要事項を検討する「学校給食食物アレルギー対策検討会」を設置し、運営する。
- (2) 各校（場）が基本的な見解をもって対応にあたるよう「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を示す。
- (3) 食物アレルギーの実態を把握するため、食物アレルギー調査を実施する。

- (4)各校（場）の対応状況を把握し、相談に応じ、適切な指導助言を行うことにより、食物アレルギーの給食対応が適切かつ円滑に運営できるようサポートする。
- (5)教職員等の食物アレルギーに係る見識を高め、校（場）内体制の整備強化を図るため、研修会等を開催する。
- (6)給食施設の整備や人員体制について検討する。
- (7)医療機関、消防署などの関係機関とも連携を図り、緊急時に備える。

＝自校方式で、栄養教諭・学校栄養職員が配置されている【標準事例】＝

単独調理場の場合	学 校								教育 委員会
	校長 副校長 教頭	学級 担任	保健 主事	養護 教諭	給食 主任	栄養教諭 学校栄養 職員	教職員	調理員	
①対応申請の確認									
保護者への通知	◎								○
管理指導表・食事 状況確認書の配布	○	○	○	◎	◎	◎			
上記及び「食物アレルギー対 応申請書」の受理	◎	○	○	○	○	○			
②保護者との面談									
保護者への確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
③面談調査票の作成									
面談調査票の作成		◎	◎	◎	◎	◎			
学校長の決定 対応決定通知書の送付	◎	△	△	△	△	△			
④対応委員会の開催・情報の共有									
対応委員会の開催	◎	○	○	○	○	○	○	○	△
校内での体制の構築	◎	○	○	○	○	○	○	○	
個別支援プランの作成		◎	◎	◎	◎	◎			
情報の共有	◎	○	○	○	○	○	○	○	
⑤対応の開始									
献立表の作成						◎			
分量表・原料配合表の 提供		○	○	○	○	◎		○	
個別対応表の作成・提供		○	○	○	○	◎		○	
保護者の確認結果の 再確認		○	○	○	○	◎			
対応表の掲示 本人・同級生への周知		◎							
調理・確認						◎		◎	
配食（調理室・教室）・確認		◎				◎	○	◎	
給食時間・給食指導		◎				○	○		
⑥評価・見直し・個別指導									
評価・見直し	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	
⑦研修会の実施	◎								◎

◎:主に役割を担っている
○:役割がある。参加する必要がある。
△:場合によっては、関わる。

第5章 食物アレルギーを有する児童生徒に対する取組

保護者や教職員等の関係者の共通理解のもと、食物アレルギーを有する児童生徒の把握から個別対応の取り組みまでを円滑に進めるとともに、対応の見直しや評価を随時行い、改善していくことが大切です。

1 食物アレルギーを有する児童生徒の把握並びに「学校生活管理指導表」・「食事状況確認書」について

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組は、入学と同時又は在学中にアレルギー疾患が明らかになった時点から始まります。入学説明会での保護者からの申し出や就学時健康診断、あるいは「学校生活管理指導表」・「食事状況確認書」から、学校で対応が必要な児童生徒を把握し、早期に取組を実施することが大切です。

＊「食物アレルギー対応児童生徒一覧チェック表」を参考に表を作成する。（参考様式2参照）

（1） 児童生徒の把握

学校は、入学予定者を含め全ての児童生徒を対象に「学校生活における食物アレルギー調査票」（様式1）による調査を毎年実施し、食物アレルギーを有する児童生徒を把握する。

※次年度の対応に係る状況把握であるため、中学3年生は除く。

※小学6年生の調査・回収は小学校で行い、調査票全員分と関係児童の個別支援プラン等の資料（写しを中学校へ、小学校には原本を保管）を関係市立中学校へ送る。1つの小学校から複数の中学校に進学する場合は、小学校で振り分けて関係市立中学校へ送る。

○入学予定の児童生徒

学校は、入学前の保護者からの相談や就学時健康診断等からもアレルギー疾患の児童生徒を把握する。また、入学説明会等の機会に、入学予定者やその保護者に対し、アレルギー疾患に対する配慮・管理が必要と思われる場合は申し出るよう依頼する。

保護者の了解のもと、出身校（園）との引き継ぎを行う。

○在学中の児童生徒

学校は、アレルギー疾患の児童生徒の在籍状況を把握し、全職員で共通理解を持つ。

また、毎年実施する食物アレルギー調査の他に、保健調査票や健康診断、保護者からの相談等からも食物アレルギーが必要な児童生徒の把握に努める。

（2）「学校生活管理指導表」及び「食事状況確認書」

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒の症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

医師に個々のアレルギー疾患に関する情報を記載してもらう「学校生活管理指導表」（様式2）、及び保護者が医師に確認したうえで記載する「食事状況確認書」（様式3）（以下、指導表・確認書と表記）は、学校において医師の指示に基づいた対応を行うために保護者に提出を依頼するものです。

学 校

- ・対応が必要な児童生徒の保護者への「指導表（写）」及び「確認書」の提出依頼。
- ・「指導表（写）」及び「確認書」に基づく保護者との具体的取組に関する協議。
- ・児童生徒に対する取組の実施。 ・緊急時に備えた体制の整備。

進級ごとに内容確認

保護者

- ・医師へ「指導表」の記載を依頼。「確認書」については、医師に相談しながら記載。
- ・「指導表（写）」及び「確認書」を学校へ提出。
- ・「指導表（写）」及び「確認書」に基づく具体的な取組に関し学校と共通理解。

医師の指示に基づき、保護者と学校の共通理解のもと取組を推進する。

（留意事項）

- ・「指導表（写）」等の食物アレルギー関係資料については、該当児童が在学中は保管しておくこと。
- ・個人情報に記載されているので、管理には十分注意する。
- ・「指導表（写）」及び「確認書」の取扱いについて、保護者及び児童生徒に説明し、事前に同意を得ておく。

2 保護者との面談 ■学校給食センター受配校は、マニュアル センター編P1 参照

「学校生活管理指導表」及び「食事状況確認書」（以下、指導表・確認書と表記）の提出を受けて、保護者との面談の場を設定します。対象児童生徒のアレルギーについて正確な情報を伝えていただくよう保護者に依頼するとともに、保護者の悩みや不安を十分に理解することが大切です。

その上で、保護者からの情報を活かした個別支援プランを作成し、学校での対応について保護者の理解と協力を得るよう努めます。

なお、継続者のうち、アレルギー症状に変化が無く、対応内容にも変更が無い場合等は、上記内容を充足でき、保護者と合意の上であれば、電話や書面等により確認を行ってもかまいません。

（１） 面談者（例）及び面談時期 ※面談者は、複数体制が望ましい。

面談者（例）：管理職、学年主任（学年代表）、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）、調理員等

面談時期：「指導表（写）・確認書（様式2・3）」提出後に必ず行う。「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」（様式5-①②）作成後は、必要に応じ、保護者との面談の機会を設ける。

（２） 面談の内容（例）（面談記録；面談調査票 様式4 参照） （面談チェックリスト 参考様式1 参照）

- ・基本的な情報の確認：「指導表（写）・確認書」をもとに、アレルギー（アレルギーの原因となるもの）、症状、家庭での対応等の状況を把握する。具体的な連絡先や連絡方法を確認する。また、「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」（様式5-①②）の内容を保護者とともに確認する。
- ・家庭・主治医等との連携：症状等に変化があった場合や学校での状況等について連絡を取り合い、学校と家庭、主治医等の間で共通理解を図ることについて、理解と協力を得る。
- ・児童生徒の理解度の確認：アレルギー疾患や緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度を確認する。
- ・緊急時の対応：第10章を参考に、緊急時処方薬等に関する学校での対応について理解と協力を得る。必要時は文書で確認を取る。「エピペン®」を処方されている児童生徒については、保護者の同意を得たうえで、管轄消防署に情報を提供する。学校と関係機関との連携体制をつくることについて理解を得るよう努める。
- ・学校給食：学校給食の対応について保護者の理解と協力を得る。

学校給食における対応についての面談の留意点

- (1) 保護者に基本的な考え方、学校給食の提供までの流れ、学校及び共同調理場の現状を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について、正確に伝え理解を得ること。
※新小学1年生及び転入生は、対応決定まで、弁当を持参する。
※調理業務委託の新規・更新の場合、除去食対応開始時期は、『対応食実施条件』に基づき、学校と保護者で協議する。
- (2) 診断結果について確認したい事項があれば、主治医への再確認を促し、必要に応じ保護者同意の下に主治医に診断内容を照会する。
- (3) 毎年1回以上（病状に変化が見られた時は随時）は、個別面談を行い、主治医の診断をもとに、アレルギー症状の変化の有無を把握し対応方針を確認する。保護者、教職員とで情報を共有し相互理解を深める。

3 個別支援プランの作成

個別支援プランは、学校での取組を進めるための基礎となるものです。児童生徒個々の食物アレルギーの状態や健康管理、救急体制等について教職員全員で共通理解を図るために、食物アレルギー対応委員会において個別支援プランを作成します。

(1) 個別支援プランについて

- ①対象： 学校において、何らかの対応を必要とする食物アレルギーを有する児童生徒について、個別に作成する。（「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」 様式5-①②）
※様式5-①②は、保護者との面談結果を踏まえて完成させる。

②内容

- ア 緊急時対応に関する情報 ※保護者が記入する。
- イ アレルギー疾患や処方薬に関する情報等 ※保護者が記入する。
- ウ 学校生活における留意点 ※面談を踏まえ、学校で記入する。
学校生活や学校行事等の様々な場面を想定し、アレルギーの発症や悪化を防ぐための方策を「食物アレルギー対応委員会」において検討し、記入する。本人や周りの児童生徒への指導についてもあわせて記入する。
- エ 学校給食における対応決定事項等 ※学校で記入する。
「食物アレルギー対応委員会」において検討し、記入する。
対応内容に変更があった場合や、学校での様子や体調について、また、面談記録等についても記録する。

③個別支援プランの周知

食物アレルギー対応委員会で作成した「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」(様式5-①②)は、職員会議等で共通理解を図る。

(2) 個別支援プラン作成に必要なもの(例)

- ①「指導表・確認書」(様式2・3)
- ②学校生活における食物アレルギー調査票(様式1)
- ③食物アレルギー面談調査票(様式4)

学年ごとのアレルギー対応の流れ

■学校給食センター受配校は、マニュアル センター編P5参照

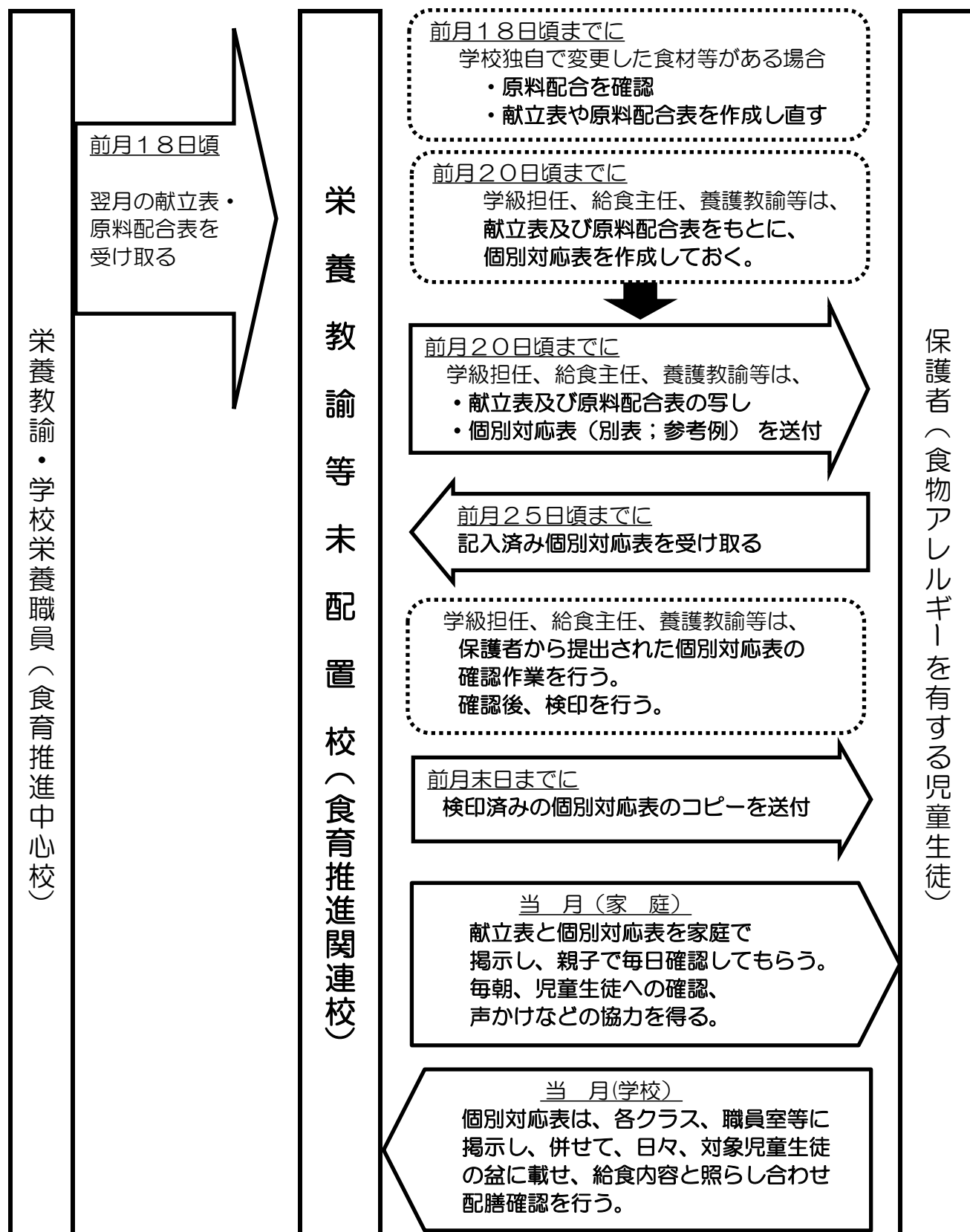
	小学校新1年生	小学校1～5年生、 中学校1・2年生	小学校6年生	中学校 3年生
10月	就学時健診でアレルギー対応について説明 (「保護者あて文書」配布・アレルギー対応に関する相談受付)			
11月	【例1】 アレルギー調査票(様式1)配布・回収  学校生活管理指導表等の提出依頼(就学時健診以降)	転入生については、転入時からこの手順で対応する。		
12月				
1月	【例2】 入学説明会資料としてアレルギー調査票配布  入学説明会でアレルギー調査票回収  学校生活管理指導表等の提出依頼	(1)児童生徒の把握 「保護者あて文書」配布、アレルギー調査票(様式1)配布・回収(1月～2月) 学校生活管理指導表等の提出依頼(2月以降) 	「保護者あて文書」配布、アレルギー調査票(様式1)配布・回収(1月～2月)	アレルギー調査なし
2月				
3月		(2)必要書類の提出 ※継続であれば3月中に学校生活管理指導表を提出させる必要はなく、新年度になってからの提出も可。 次年度に向けた準備	アレルギー調査票全員分と、関係児童の個別支援プラン等の資料(写しを中学校へ、小学校には原本を保管)を、関係市立中学校長あて送る 《中学校》 面談・対応の決定	
4月	 対応開始 個別支援プランに基づいた取組	前年度対応の継続 (3)保護者との面談(4～6月) ※継続の場合、保護者との合意の上、電話や書面等による確認も可。 	 学校生活管理指導表等の提出に基づき、面接実施 ※継続であれば、中学校入学前に提出を依頼する必要はない。 対応開始 個別支援プランに基づいた取組	
5月				
6月				
7月		(4)評価・対応の見直し 対応の決定 対応開始(継続) (5)個別支援プランに基づいた取組		

※ 小学校新1年生については、就学時健診でアレルギー調査票を配布する学校と、入学説明会にあわせて調査票を配布する学校があることから、それぞれ【例1】【例2】として示した。

栄養教諭等未配置校（食育推進関連校）のアレルギー対応の流れ（フロー図）

■学校給食センター受配校は、マニュアル センター編P6.7参照

全ての業務を複数体制で行う



上記対応後に急な食材・献立変更等が発生した場合は、書面又は電話等により、確実に保護者への連絡・対応の確認を行うこと。

校長	教頭	給食主任	担任

■学校給食センター受配校は、マニュアル センター編P11.12参照

食物アレルギーがあるお子さんの給食献立での個別対応表（例）

年 組 名前

保護者氏名(自署)

この表に必要事項を書いて 日までに学校へ返却してください。

また、「献立と原料配合表」及び「個別対応表（写）（学校での確認後、送付）」は、ご家庭で保管をお願いいたします。

お尋ねになりたいことがあれば、ご記入ください。

日付 曜日	献立名	主 な 働 き と 材 料 名						保護者 記入欄	日々の確認欄 (サインまたは押印)			
		体をつくる基になる		体の調子を整える基になる		エネルギーの基になる			調理員	栄養教諭 配膳員等	担 任 他の教職員	
		1群	2群	3群	4群	5群	6群					
3日 (火)	ごはん 牛乳		牛乳			ごはん		○				
	マーボー豆腐	豆腐 豚肉 赤みそ		にんじん グリーンピース	たまねぎ しょうが しいたけ にんにく	砂糖 でん粉 油		○				
	中華炒め	ベーコン		にんじん いんげん	たけのこ	砂糖	ごま油 カシュー ナッツ	○				
4日 (水)	ごはん 牛乳		牛乳			ごはん		○				
	吉野煮	鶏肉 凍り豆腐		にんじん いんげん	たけのこ しいたけ こんにゃく	じゃがいも 砂糖 でん粉		○				
	いわしフライ	いわしフライ						○				
	うりの甘酢あえ				うり	砂糖		○				
5日 (木)	コッペパン 牛乳		牛乳			パン		○				
	かぼちゃシチュ	鶏肉	チーズ じゃがいも	かぼちゃ にんじん パセリ	たまねぎ	じゃがいも 小麦粉	油 マーガリン	○				
	かみかみサラダ	大豆			きょうも きゅうり		アーモンド	○				
	1食マヨネーズ						マヨネーズ	○				
6日 (金)	ごはん 牛乳		牛乳			ごはん		○				
	牛丼の具	牛肉		にんじん グリーンピース	たまねぎ しょうが こんにゃく	砂糖	油	○				
	かき玉汁	鶏肉 たまご		にんじん チンゲンサイ	たまねぎ きくらげ	春雨	油	○				
	バナナ				バナナ			×				

第6章 学校給食の対応

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するため、学校教育の一環として実施されています。

食物アレルギーの児童生徒に対しては、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提とし、各学校、調理場の実状や環境に応じてアレルギーに対応した給食を提供することが求められています。

1 食物アレルギーに対応した学校給食を実施するための体制づくり

教育委員会と学校（アレルギー対応委員会）が主体となり、関係教職員の共通理解、研修、給食管理の見直し等を進めていくことが必要である。

（「第2章 食物アレルギーを有する児童生徒の支援体制図」参照）

2 学校給食での食物アレルギー対応における注意事項

学校及び調理場の状況は様々であり一律な対応を行うことは困難である。下記①～④に十分留意して対応すること。（『食物アレルギー対応の実施基準』参照）

① 学校給食の原材料（加工食品の原材料も含む）を詳細に記入した献立表を事前に家庭に配布し、保護者に内容の確認を得てから学校での対応を実施するなど、学校（調理場含む）、家庭が共通理解をしながら誤食事故を防止する。

なお、急な食材・献立変更等により、保護者へ提供している情報に変更が生じた場合は、必ず再周知すること。

② 給食当番や学級の児童生徒の協力が重要であり、学級において他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけにならないよう十分配慮する必要がある。

③ 食材、調理手順、配食手順の確認方法等（次ページ「学校給食による事故を防ぐための留意点」参照）を十分検討し、教職員全員の共通理解を図ること。

④ 下記対応については、各調理場の状況（人員、設備、作業区分等の環境整備の状況）や食物アレルギーの児童生徒の実態（症状の重さ、除去が必要な品目数、人数等）を総合的に判断し、より望ましい方策をとることができるよう、条件整備を図っていくこと。ただし、実状に合わない無理な対応を行うことはかえって事故を招く危険性をはらんでいるため、対応が可能かどうかを十分に検討することが必要である。

学校給食費の取扱い

（1）飲用牛乳や主食（パン・ご飯）、すべての副食を、年間（または学期）を通じ停止する場合は、標準単価を減額して徴収する。その金額は、「事務処理要領」による。なお、副食の一部を食べる場合は、減額しない。

（2）主食のみや飲用牛乳のみの給食の場合も事務処理要領により学校給食費を徴収する。

3 学校給食における事故を防ぐための主な留意点

＜保護者面談時＞

- ・コンタミネーション（混入）の可能性について保護者に説明し、コンタミネーションの了承の有無について確認する。
- ・コンタミネーションでアレルギー症状が出る恐れがある場合は、弁当持参とする。

＜献立作成時＞

- ・食品（加工食品を含む）の原材料にアレルギーが含まれていないか確認する。

＜献立決定後から調理前＞

- ・使用する食品（原材料も含む）がわかる詳細な献立表を作成し、保護者、担任、養護教諭等に配布する。
- ・保護者が献立表の内容及びアレルギー対応の内容を確認したうえで、担任、栄養教諭・学校栄養職員等が複数で再確認し、管理職に報告する。
- ・調理指示書にアレルギー対応について明記する。
- ・アレルギー混入に配慮した作業工程表、作業動線図を作成する。
- ・アレルギー混入を防ぐために、献立分量表、調理指示書、作業工程表、作業動線図をもとに、栄養教諭・学校栄養職員、調理員等で十分に打ち合わせを行う。

＜調理・配食＞

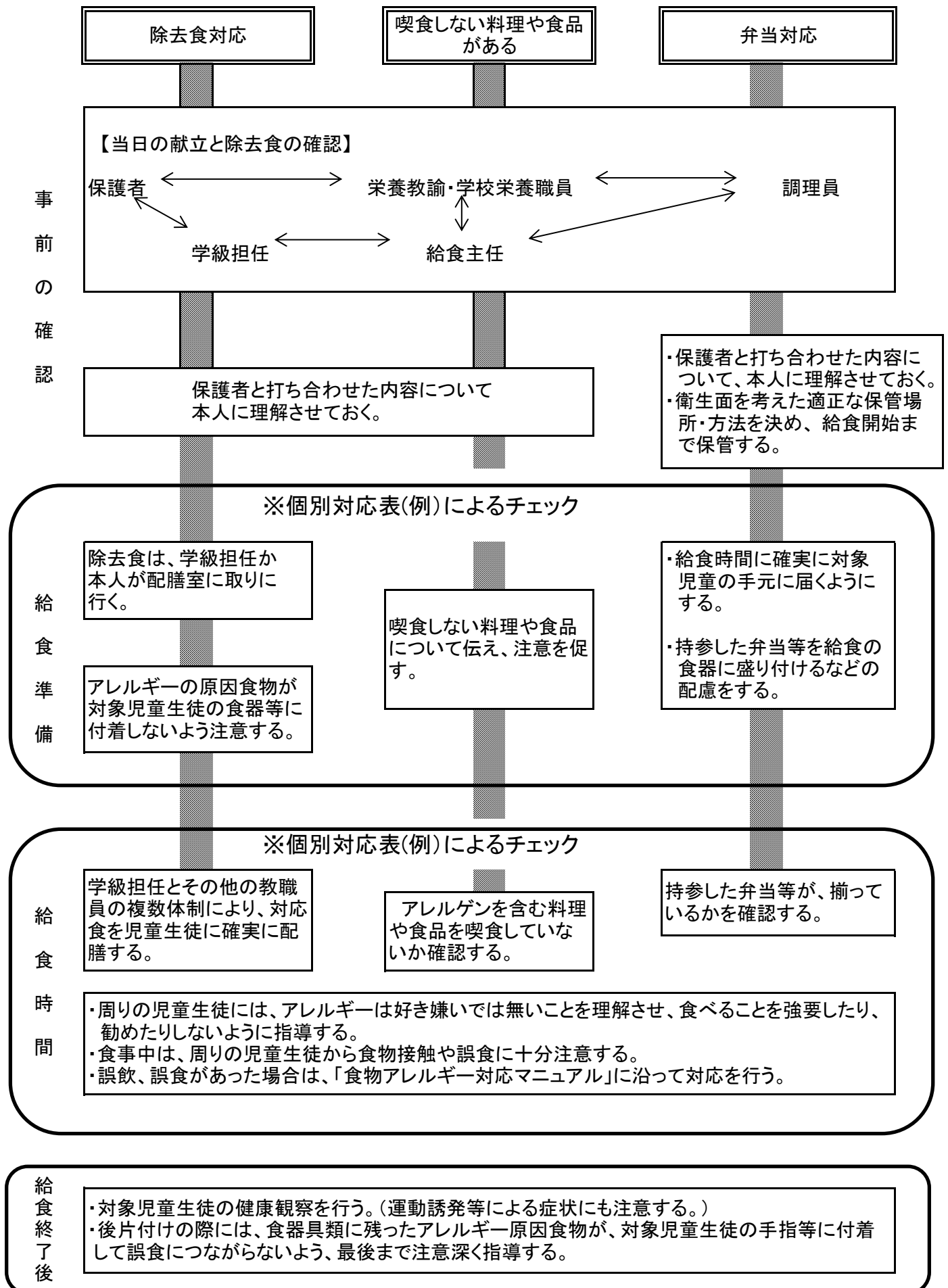
- ・献立分量表、調理指示書、作業工程表、作業動線図を確認しながら調理する。
- ・調理が終了した対応食は、食物アレルギー児童生徒の専用の容器に入れ、蓋をし、他の食品が混入しないようにする。
- ・トレーに名札をつける、ラベルで色分けする等により誤配のないようにする。
- ・栄養教諭・学校栄養職員、調理員等で、間違いなく配食できているか「個別対応表」等により確認する。

＜給食時間＞

- ・担任不在の場合は、代教者への申し送りを確実に行う。
- ・担任は事前に配布された詳細な献立表を確認し、誤食させないように注意する。
- ・アレルギーを含む料理や食品を喫食しない場合は、担任等が、喫食しない料理や食品について伝え、注意を促す。
- ・食物アレルギーの児童生徒専用の食器に配膳する。
- ・給食は最初に配膳し、増減しないよう指導する。
- ・担任及びその他の教職員は、喫食前に再度、「個別対応表」等によりチェックし、間違いなく配膳できたか確認する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒には、アレルギー対応（除去食・弁当持参・喫食しない料理や食品）がある日は、給食のおかわりをしないよう指導する。また、他の児童生徒と給食のやりとりをしないよう、本人や周りの児童生徒に指導する。
- ・お玉を介した微量混入を防ぐ。アレルギーが対象児童生徒の食器にふれないようにする。
- ・家庭から弁当持参する場合は、給食時間までの衛生管理に配慮するとともに、献立内容と照らし合わせ、誤食しないように注意する。
- ・アレルギーを含む料理や食品を喫食しない場合は、担任等が、アレルギーを含む料理や食品を喫食していないか確認する。
- ・当番活動や片付けで、アレルギーに接触しないように配慮する。

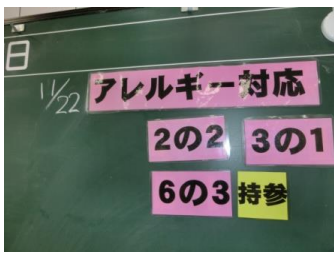
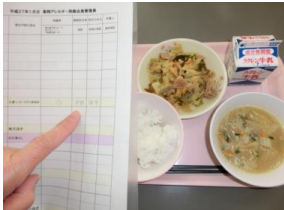
※「学校給食における食物アレルギー事故防止のための6か条」を掲示するなどし、全教職員で共通理解の下、日々の対応を行うこと。

【学級における対応フロー図】



食物アレルギー児童生徒の給食対応手順（例）

■学校給食センター受配校は、マニュアル センター編P 8.9参照

朝		職員室黒板の確認 教室に掲示している個別対応表で確認 ※持参食を持ってきているか確認する。 (持ってきていない場合は保護者へ連絡) ※外勤等で担任不在の場合は給食時間の代教者が事前に確認しておく。	
給食時間準備 (運搬)		教室掲示の個別対応表を確認し、給食を取りに行く。 除去食は担任が確認して運ぶ。	
教室での配膳時	 	除去食対象児童生徒の給食を1番に配膳する。  食べられない物がある場合は、食缶のふたを閉めておき、該当児童が取り終わってから開けると、混入が防げる。 きちんと配膳できているか確認する。  (個別対応表と照らし合わせる。)  (食べる前にチェックしサインする。)	
食事中	確認後いただきますをする。 (急用があり、確認が遅くなる場合は確認するまで本人に食べないように指示する。他の職員に確認を頼む。) 誤食や何か症状があった場合は教室掲示の緊急時対応マニュアルに沿って対応する。		
後片付け		給食を返す時に、給食室の棚の上のカゴに返却する。 ※最終確認を栄養教諭・学校栄養職員が行うが、不在の場合は、給食主任または職員室にいる職員で最終確認をする。 (※栄養教諭・学校栄養職員配置校の場合)	

第7章 学校生活での留意点

アレルギー疾患の児童生徒が健康で安全な環境で活動できるよう、学校生活全体を通して、アレルギーの症状を誘発したり悪化させる要因がないか、学年主任（学年代表）・学級担任・教科担任が中心となって検討します。特に食物アレルギーについては、給食や昼食時間だけでなく、食物や教材を扱う学校行事や学習活動等（家庭科・生活科・理科・特別活動・総合的な学習の時間、クラブ活動等）での対応について配慮した個別支援プランを作成します。

※学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン P8 45～47参照
学校給食における食物アレルギー対応指針 P30.31参照

第8章 食物アレルギーを有する児童生徒及び周りの児童生徒への指導

アレルギー疾患の発症を防ぐには、アレルゲンを避けるよう常に配慮することが第一の対策となります。

特に、食物アレルギーでは原因となる食品を食べないようにすることが重要で、誤食のないよう配慮するとともに、児童生徒自らが食品表示等を参照し、アレルゲンを自分で避けることができる力を身につけることが必要です。そのためには、保護者を中心に、学校においても児童生徒の理解度や発達段階に応じた保健指導、栄養指導、生活指導を行い、自己管理能力を育成することが大切です。

1 自己管理能力の育成

自分のアレルギーを認識し、自己管理ができるよう発達段階に応じた指導を行う。

2 保健指導（発症時の対応と体調管理）

- ・発症時の対応…誤って原因となる食品や成分を飲食し、気分が悪くなったりかゆみ等の症状が出た場合には、直ちに周囲の人に知らせるように指導する。
- ・体調管理…生活の仕方、ストレスなどが症状に関係する場合には、規則正しい生活習慣や、ストレスへの対処方法等について指導するとともに、精神的に安定した学校生活を送ることができるよう配慮を行う。

3 栄養指導

- ・食物アレルギーの児童生徒の成長と発達を正しく評価し、栄養を適切に摂取するための食事についてのアドバイスや精神面でのサポートを行う。
- ・栄養指導は、アレルギーの症状や発達段階に合わせて、主治医の管理や指導を受けながら行う。

4 児童生徒の理解の程度の確認

- ・アレルギーの児童生徒が、自身の疾患やアレルゲンを避ける方法等についてどの程度理解し、実行できているか随時確認し、個別支援プランの見直しを行う。
- ・緊急時処方薬（内服薬、吸入薬、「エピペン®」等）を所持している児童生徒については、管理方法や使用方法等、薬に対する理解度を保護者とともに確認する。

アレルギーを有する児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送るためには、本人の状況やアレルギー疾患に対して、他の児童生徒からも理解が得られるよう配慮する必要があります。

その際、保護者の意向や本人の人権・プライバシーに配慮しながら、児童生徒の発達段階に合わせて、指導します。

第9章 教職員の共通理解、校内研修

教職員が食物アレルギーを有する児童生徒について正しく理解し情報を共有するとともに、食物アレルギーに関する意識の向上と知識・技能の習得を図るため、各学校が実態に合わせて研修を実施することで事故防止に繋がります。

教職員がそれぞれの役割を理解し、エピペン[®]の正しい取り扱いを含め、緊急時に適切に行動できるよう、繰り返し訓練を実施することで組織的な対応力の向上に努めます。

1 共通理解事項について （食物アレルギー対応児童生徒がいる場合は必ず実施する。） （★「随時」の内容は、食物アレルギー対応児童生徒がいない場合も共通理解を図る。）

実施時期	項目・内容	【担当者】 活用できる資料等
4月当初～給食開始まで	年度当初に共通理解を図る ○食物アレルギー児童・生徒の確認 ・在籍児童生徒の状況 ・児童生徒の病態や発症時の対応について ・薬剤使用時の留意点について ・緊急時連絡先、医療機関連絡先について ・エピペン[®]の保管場所や使用手順（＊１）、使用するタイミングについて ＊１ 啓発用リーフレット：「エピペンガイドブック」マイランＥＰＤ合同会社 https://www.epipen.jp/download/EPI_guidebook.pdf ○学校生活における留意点について ・給食対応について 完全除去対応、使用禁止食材など ・各学校における１日の流れ等 朝の確認（当日対応の確認） 持参品の取り扱い 対応食の提供や受け渡し方法 喫食前の確認（児童生徒本人、担任、担任以外の教職員） ⚠ 複数の教職員による配膳確認体制の構築 担任不在時について、配膳の順番、おかわりに関する約束 学級における食物アレルギー対応に関する情報共有 ・必要品の保管場所 個別対応表、詳細な献立資料、個別支援プラン、緊急時対応ファイル、エピペン[®]、内服薬（ランドセル等の位置）、ＡＥＤ、症状チェックシート、緊急時個別対応経過記録表 ○各教職員の役割について	【管理職】 【養護教諭、栄養教諭等】 ・対応児童・生徒一覧表 ・個別支援プラン ・緊急時個別対応カード ・学校生活管理指導表 ・顔写真 ・エピペントレーナー 【養護教諭、給食担当、栄養教諭等】 ・本マニュアル ・校内マニュアル ・「学校生活上の留意点」（公財）日本学校保健会 ＊２ ・個別対応表 ・本マニュアル
学期末、学期初め等	○今学期の対応振り返り ○次学期の対応確認	【管理職、養護教諭、給食担当、栄養教諭等】
随時 （★食物アレルギー対応児童生徒がいない場合も共通理解を図る。）	○児童生徒の状態が変わった時やヒヤリハット事例があったときは、必ず管理職へ報告し、教職員全員で共通理解を図る。 ○校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて研修を行う。 ○年度途中の転入者については、その都度情報共有。 ○食物アレルギー研修会の報告（内容説明） ○市及び県通知に基づく注意喚起	【管理職、養護教諭、給食担当、栄養教諭等】 ・食物アレルギー研修会資料 ・市及び県からの通知

2 校内研修について

研修・訓練の所要時間や実施回数は、各校の実態に合わせて調整のうえ、研修計画として食物アレルギー対応委員会で作成・決定し、教職員全員が共有する。なお、新規発症も起こりうることから、食物アレルギー対応者がいない場合も実施する。

また、研修内容は保護者にも伝えるとともに、プライバシーの保護に十分配慮する。

【校内研修(例)】

実施時期	項目・内容	【担当者】 活用できる資料等
1学期～夏季 休業期間（早い時期に実施することが望ましい）	○食物アレルギーについて ・疾病の基礎 - 食物アレルギーの原因・症状 - アナフィラキシー ・緊急時対応 - 緊急時個別対応カード - エピペン[®]の使い方 ※携帯者の在籍の有無に関わらず確認する。 - アナフィラキシー発症時の対応・役割分担	【管理職、養護教諭、栄養教諭等】 ・本マニュアル ・「食物アレルギーに関する基礎知識」、「緊急時の対応」（(公財)日本学校保健会 *2）
	○シミュレーション訓練（*3） ◎留意点 ・「エピペン[®]所持の場合」、「新規発症の場合」等を想定、また、市教委通知等のヒヤリハット事例等を活用して実施する。 ・役割ごとの緊急時対応を理解し、迅速に行動できたか習熟の程度を確認する。 ・エピペン[®]を打つ判断をすることを目的としない。 ・同じ内容でも、繰り返し訓練を行うことにより、動きを体で覚える。 ★事前打合せ ・訓練目的、訓練内容、役割分担等の確認 ・必要品の保管場所等の確認 ★訓練実施 ・役割分担に基づくシミュレーション実施 ・所要時間の計測 ★振り返り・意見交換 ☆ポイント ・児童生徒の異変に気付く。 ・発見者は、その場を離れず応援要請をする。 ・児童観察、役割分担指示、連絡等、実際の動きを想定して行う。 ☆事前に確認しておくこと ・エピペン[®]の保管場所、使い方 ・緊急時個別対応カードの保管場所 ・新規発症等を想定して、緊急連絡表など保護者の連絡先が記載された書類の保管場所 ・救急車の呼び方（受け答えの基本、学校の住所、目印など） ・AEDの保管場所 ・校内放送機器の操作方法 ・症状チェックシート ・緊急時個別対応経過記録表 *2 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm 「学校におけるアレルギー疾患対応資料」（DVD）、及び、エピペン練習用トレーナーは、平成27年3月19日付け教健第482号により各校へ配布済み。 *3 「シミュレーション用シナリオ」参考例 小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針（参考様式12） http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/files/36838/036838/att_0000006.pdf	【管理職、養護教諭、栄養教諭等】 ・「緊急時の対応」（(公財)日本学校保健会 *2）

第10章 食物アレルギーの緊急時対応

食物アレルギーにおける緊急時とは、異常を示す症状の発症だけでなく、アレルギーを含む食品を誤って摂取した場合又は摂取したことが予想される場合や、アレルギーが皮膚につく、目に入る等の事故に気付いた場合をいいます。

＜症状の程度＞

	軽い症状	中等度の症状	重度の症状
皮膚	- 限られた範囲のかゆみ - 部分的に赤い斑点 - じんましん（数個以内） - 唇が少し腫れている	- 強いかゆみ - 赤い斑点があちこちに出現 - じんましん（10個以上） - まぶたや唇が腫れ上がる	- 激しい全身のかゆみ - 全身が真っ赤 - 全身にじんましん
口・お腹	口の中のかゆみ	- 吐き気もしくは1回の嘔吐 - 軟便もしくは1回の下痢 - 時々腹痛が起きる	- 嘔吐を繰り返す - 数回以上の下痢 - 激しい腹痛
呼吸	- 時々咳が出る - くしゃみ	- 断続的な咳 - 鼻づまり、鼻水 - のどのイガイガ、のどのかゆみ	- 声がれ、声が出にくい - 絶え間ない激しい咳込み - 犬が吠えるような咳 - 呼吸時ゼーゼー、ヒューヒューと鳴る - 息切れ、息苦しい、呼吸困難
脈・顔色	変化なし	変化なし	- 脈が速い - 脈が不規則 - 顔色が青白い - 唇や爪が白い、紫色
様子	変化なし	元気がない（不活発）	- 不安、恐怖感 - 意識がもうろう - ぐったり - うとうと

＜アナフィラキシー発症時の緊急時対応プラン（例）＞

- ①本人を動かさない。症状は急速に進行することがあるので目を離さない。
- ②大声で応援を呼ぶ。（近くにいる者に、保健室へ連絡・職員室へ教職員を呼びに行かせる） 以下、応援にかけつけた教職員とともに対応する

救急車要請・AED準備・「エピペン®」があれば準備

応急処置 ＜発見者、学級担任、養護教諭等＞	＜管理職の動き＞
- 衣服をゆるめ安静にする。保温する。動かさない。 - 状態の観察、応急処置 - 意識状態、呼吸、心拍等の把握 - 内服薬・吸入薬があれば服用・吸入を指示 「エピペン®」があれば本人に持たせる。（意識がないときは教職員がすぐに注射）	- 対応者への指示 - 救急車要請、保護者への連絡、応急処置等適切な処置が行われているか確認 - 主治医・学校医へ連絡・相談 ＜応援の教職員の動き＞ - 応急処置に参加 - 基礎情報の確認（管理指導表等の確認） - 救急車要請、AED準備 「エピペン®」・内服薬・吸入薬があれば準備 - 記録 - 保護者へ連絡 - 周囲の児童生徒の管理、救急隊の誘導など

- 「エピペン®」があれば注射。反応がなければAEDを装着。アナウンスに従い心肺蘇生。
- 「エピペン®」注射のタイミングについては、症状チェックシートを参照し、疑わしい症状が見られたときは、早めに「エピペン®」の処置を開始すること。
 - 「エピペン®」を注射するのは、基本的に本人である。しかし、本人が注射できない状況にあるときは、教職員が本人に代わって注射する必要がある。

救急隊に引き継ぐ。「緊急時個別対応カード、経過記録表、エピペン®」等を持参し、事情が分かる教職員が救急車に同乗。

※エピペン®を使用した時は、医師に伝え、部位を示す。

教職員全員・かかりつけ医または学校医・教育委員会に報告し情報を共有する。今後の救急体制の整備に活用する。

※電話による第一報の後、翌日までに報告書（様式7）を提出すること。

緊急時の役割分担確認表（例）

各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う

【校長・副校長・教頭】

- ☐ それぞれの対応者への指示
- ☐ 主治医・学校医へ連絡・相談
- ☐ 救急車の要請
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ 応急処置等が適切に行われているか確認
- ☐ 市教委への連絡
- ☐ 給食関係者への連絡（給食施設等）

【観察（発見者）・担任・養護教諭】

- ☐ 子どもから目を離さず、観察
- ☐ 助けを呼び、協力者を集める
→職員室（校長等）への「準備・連絡」を依頼
- ☐ 管理者が届くまでリーダー代行となる
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 薬の内服や吸入の介助
- ☐ 心肺蘇生やA E Dの使用
- ☐ 衣服をゆるめ安静にする
保温する 動かさない
- ☐ 応急対応
- ☐ 意識状態、呼吸、心拍数の把握
- ☐ 「学校生活管理指導表」や「緊急時個別対応カード」の確認

【準備】

- ☐ 「緊急時対応プラン」を持ってくる
- ☐ エピペン[®]の準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ A E Dの準備
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やA E Dの使用

【連絡】

- ☐ 救急車の要請
- ☐ 管理者を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める
- ☐ 給食関係者への連絡（給食施設等）

【記録】

- ☐ 「緊急時個別対応経過記録表」等に
喫食時間、服薬、エピペン[®]使用の有
無や時間等の必要事項を記録する。
- ☐ 症状や出現時間を記録する。

【その他】

- ☐ 他の子どもへの対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン[®]の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やA E Dの使用

症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆☐の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器
の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)
お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]
を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観察し、
☐の症状が1つでも
あてはまる場合、エピペン[®]
を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごと
に症状の変化を観察し、症状
の改善がみられない場合は医
療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

エピペン®の使い方

➤ それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

①ケースから取り出す

ケースのカバーキャップを開け、エピペンを取り出す。

②しっかり握る

③安全キャップを外す

青い安全キャップを外す。



④太ももに注射する

太ももの外側に、エピペン®の先端（オレンジ色の部分）を軽くあて、“カチッ”と音がするまで、強く押しあて、そのまま5つ数える

☆衣類の上から打つことができる

☆太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中より、やや外側に注射する

☆介助者がいる場合；介助者は、子どもの太ももの付け根と膝をしっかりと抑え、動かないように固定する。



注射した後、
すぐに抜かない！
押しつけたまま
5つ数える

⑤確認する

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか、確認する



伸びていない場合は、④に戻る



「エピペン®」は、医療機関外での一時的な緊急補助治療薬なので、万一、「エピペン®」が必要な状態になり使用した後は、速やかに医療機関を受診しなければならない。



画像：マイランEPD合同会社画像素材より

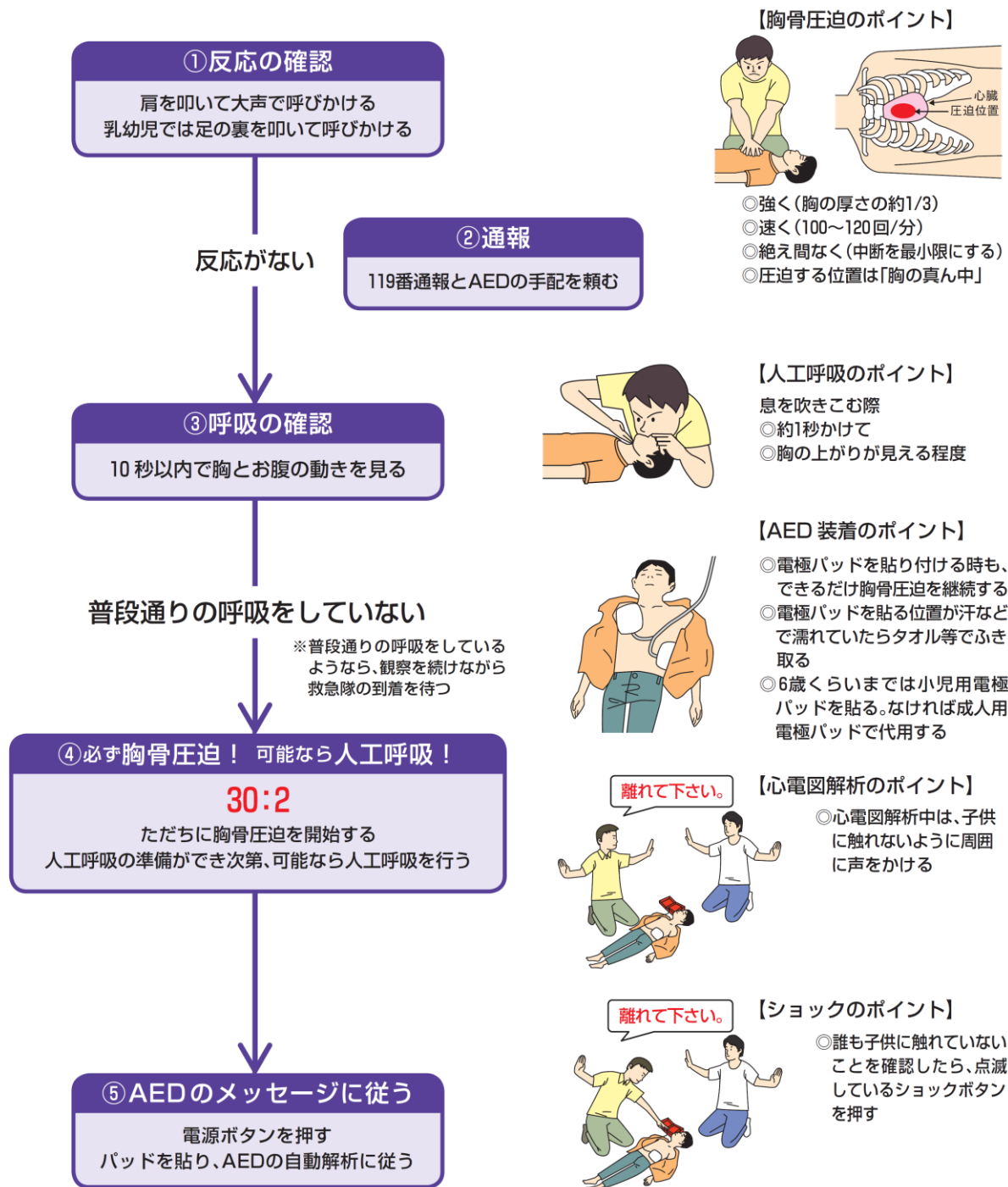
救急車（119番）に伝える内容

救急車要請者名（ ）
患者の名前は・・・（ ）です。（ ）歳です。
学校名は・・・（ ）学校）学校の電話番号は（ ）です。
学校の所在地は（ ）です。
患者は・・・（ ）を摂取し、アレルギー症状が出ています。
●患者は「エピペン®」を処方 ☐されています ☐されていません
・「エピペン®」を ☐注射しました ☐注射していません
・意識は ☐あります ☐ありません
・じんましんは ☐全身に出ています ☐体の一部に出ています
・嘔吐や下痢は ☐あります ☐ありません

心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



28・30ページは、東京都の許諾を得て『東京都食物アレルギー緊急時対応マニュアル』を掲載しています（一部改変）（承認番号 29健研健第1804号）。

食物アレルギーにおける緊急時対応プランについて

学校の実状に即したプランを作成する。緊急時に誰が何をするかを具体的に決めておき、教職員全員での共通理解を図る。誰もが速やかに緊急事態に対応できる体制を整えておくことが大切である。

なお、アレルギー対応者に関する情報は個人ファイルにより管理して情報共有し、緊急時に誰もがすぐに確認・対応できるようにする。

＊「個人ファイル用チェック項目」を参考に管理する。（参考様式3 参照）

1 「緊急時個別対応カード」の作成

緊急時対応に関する準備として、「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」（様式5-①②）を作成しておく（様式5-①は保護者が記入）。

緊急時個別対応カードは、教職員全員、消防署等で情報を共有するとともに、緊急時の薬を使用するタイミング等、学校の対応についてはあくまでも目安であることを、保護者と関係者が共通理解し、相互で確認する。

＜緊急時個別対応カードの留意点＞

- ・保護者・医療機関など緊急時の連絡先を明確にしておく。
- ・特に過敏であることが予想され注意を要する食品を明確に把握しておく。
- ・アナフィラキシーの既往の有無や緊急時の薬（内服薬・「エピペン®」）等について明確に把握しておく。
- ・緊急時個別対応カードは、定められた場所に保管し、緊急時にはすぐに参照できるようにする。
- ・保護者や主治医との連絡を密に行い、対応に変更があれば随時修正し、情報を共有する。

2 緊急時個別対応経過記録表について

あらかじめ、「緊急時個別対応経過記録表」（例）（様式6）を参考に記録表を準備しておく。

記録表には、児童生徒の症状や状態と、どのような応急処置をしたか等を、時間の記録とあわせて記載する。

また、救急車を要請した場合は、記録表の内容等を救急隊に伝えるとともに、搬送先の医療機関へ情報提供する。

様 式

令和 年 月 日

保護者 様

長崎市立 学校
校長

「学校生活における食物アレルギー調査票」提出のお願い

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、学校における食物アレルギーの対応は、児童生徒の安全確保のため、長崎市の「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき行います。

つきましては、別添の『長崎市立小・中学校における食物アレルギーの対応について』の対応手順のとおり進めてまいりますので、保護者様におかれましては、「学校生活における食物アレルギー調査票」記入及び提出に御協力をお願いいたします。

なお、調査票は、 月 日()までに提出してください。

(食物アレルギーがない場合でも、全員提出をお願いいたします。)

【食物アレルギー対応が必要となった場合の今後の流れ】

1. 調査の結果、食物アレルギー対応の対象者となった方に対しては、「学校生活管理指導表」、「食事状況確認書」、「食物アレルギー対応申請書」等、必要な書類を後日配布します。
2. 学校生活をより安全で安心なものにするため、保護者と面談の上、校長、副校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭等学校で組織的に対応し、食物アレルギー対応の決定は校長が行います。

令和 年 月 日

保護者 様

長崎市立 学校
校長

学校における食物アレルギー対応に係る必要書類提出のお願い

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、提出していただいた「学校生活における食物アレルギー調査票」を確認した結果、食物アレルギー対応の対象者となります。

つきましては、事故予防のため、学校生活での配慮や管理等が必要となりますので、下記のとおり、必要書類の提出等について、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1. 「学校生活管理指導表」(写)、「食事状況確認書」、「食物アレルギー対応申請書」等、必要書類を、

_____月 _____日()までに_____に提出してください。

2. 面談については、_____月頃を予定しています。

面談実施後、対応内容を決定します。継続者については、対応決定するまでの間は、これまでの対応を継続します。

なお、面談の日程は、別途ご連絡いたします。

3. 「学校生活管理指導表」(写)、「食事状況確認書」については、病状に変化が無くても、毎年(再評価時期に合わせ)、提出してください。

また、年度途中で原因食物の変化(追加・解除等)があった場合は、速やかに学校に連絡し、「学校生活管理指導表」(写)等、必要書類を提出してください。

(食物アレルギー対応を解除する場合は、「除去解除申請書」を提出してください。)

学校生活における食物アレルギー調査票

(様式1)

保護者記入

※この調査は、学校生活において食物アレルギーによる事故を防ぎ、児童生徒の食事の安全管理に生かすために行うものです。
該当する項目に○を付け、必要事項を記入してください。

令和 年 月 日

年 組 番 氏名

小学6年生の調査票は、小学校で回収して進学予定市立中学校に送りますので、調査時点での進学予定中学校を記入してください。【進学予定校： 中学校】

1 現在、食物アレルギーがありますか。

はい いいえ (→調査終了です。)

過去にアレルギーがあったが、現在は改善している場合は、「いいえ」となります。



食物アレルギー以外の理由で飲用牛乳を中止する場合は、別途「飲用牛乳中止申請書」を提出してください。(6年生は中学校へ)

食物アレルギーの原因食物【

※令和5年度から学校給食では「そば」「落花生(ピーナッツ)」「くるみ」「キウイフルーツ」を出していません。

ただし、これらを含む製品を生産する工場で作られている製品を使用することがあります。また、学校生活の中でこれらを扱うことも考えられます。微量混入(コンタミネーション)の可能性がありますので、微量混入でアレルギー症状が出るおそれがある方も原因食物欄に記入してください。

2 現在、食物アレルギーについて医師の診断を受けアレルギーの除去を指示されていますか。

はい いいえ (→調査終了です。)



3 現在、家庭でアレルギーの除去を行っていますか。

はい いいえ (→調査終了です。)



現在、家庭で行っている「除去の内容」を下表に全て記入してください。

(「家庭で食べないようにしている」を含みます。)

原因食物	除去開始年齢	発症症状	摂食状況
(記入例) 牛乳	7か月	下痢、嘔吐	少量使用した料理は食べられる。

4 設問1、2、3ともに「はい」の方は、食物アレルギー対応の対象者となります。対象者には、詳細なアレルギー情報(原料配合表)をお渡しするなど食物アレルギー対応を行っていますが、これらの対応を希望しない場合は、その理由を記入してください。

理由:

5 アドレナリン自己注射(エピペン)は、処方されていますか。(はい・いいえ)

《学校生活における食物アレルギー対応について》

○食物アレルギー対応の対象者は、医師が記載した「学校生活管理指導表」(写)と保護者が記載した「食事状況確認書」、「食物アレルギー対応申請書」の提出が毎年必要となります。なお、弁当持参の場合も学校生活上の留意点を把握する必要がありますので、提出してください。ただし、原因食物が学校給食で提供しない「そば」「落花生(ピーナッツ)」「くるみ」「キウイフルーツ」の場合は、「学校生活管理指導表」(写)は小・中学校入学時各1回、「食物アレルギー対応申請書」は毎年、それぞれ提出してください。(「食事状況確認書」は提出不要です。)

○提出された書類等に基づき、保護者と学校とで面談等を行い、対応の詳細を決定します。(上記3つの様式は、学校から保護者宛お渡しします。)

○書類を提出していただいても、原因食物が多い場合や、微量混入(コンタミネーション)でも重篤な症状が出る場合は、安全性の確保が困難であるため、原因食物が含まれる日、または毎日の弁当持参を基本としております。了承願います。

食物アレルギー以外の理由による

飲用牛乳中止申請書（新規・継続）

令和____年____月____日

長崎市立____学校
校長____様

保護者氏名（自署）____（続柄：____）

（児童生徒氏名）____年____組____は、次の理由により、
飲用牛乳の中止を申請します。

中止申請理由 ☐ 医師から乳糖不耐症の診断を受けている。
または受けたことがある。
（※診断時期；____年頃）
※記入可能であればお書きください。

☐ 牛乳を飲むと体調不良になる。

☐ その他

（

）

学校生活管理指導表【食物アレルギー】

情報提供先学校名

名前 (男・女) 年 月 日 生 年 月 日 提出日 年 月 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

長崎市の学校給食における食物アレルギー対応について（記入の際の留意点）

学校給食における食物アレルギーについて、安全性確保のため、原因食物の多段階対応は行わず、完全除去対応（提供するかしないか）を原則としております。ただし、以下の2点については、例外的対応を行っているため、原因食物の記載については、下記の点にご配慮ください。

【例外的対応】①卵については、加熱調理することで低アレルギー化するため、「加熱した卵は摂取可」の診断が出ている場合には、生卵のみの対応を行う。

※1 ⇒ 加熱卵は摂取可の場合、C原因食物・除去根拠の鶏卵の右欄 □生卵のみ除去必要 に因をお願いします。

②口腔アレルギー症候群の診断が出ている場合に、生の食物のみを除去する。

※2 及び ※3 ⇒ 加熱の食物は摂取可の場合、() の食品名の欄には「生りんご」「生豆乳」などと記載をお願いします。

病型・治療		学校生活上の留意点		緊急時連絡先		★保護者	
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）		A 給食		1. 緊急時連絡先		★保護者	
1. 即時型		1. 管理不要 2. 管理必要		電話：		電話：	
2. 口腔アレルギー症候群（上記【例外的対応】②参照）		B 食物・食材を扱う授業・活動		★連絡医療機関		医療機関名：	
3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		1. 管理不要 2. 管理必要		電話：			
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）		C 運動（体育・部活動等）		記載日		年 月 日	
1. 食物（原因）		1. 管理不要 2. 管理必要		医師名		(印)	
2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		D 宿泊を伴う校外活動		医療機関名		(自署または記名押印)	
3. 運動誘発アナフィラキシー		1. 管理不要 2. 管理必要					
4. 昆虫		E 原因食物を除去する場合により難しい除去が必要なものは、給食対応が困難となる場合があります。					
5. 医薬品		糖卵：卵黄カルシウム					
6. その他		牛乳：乳糖・乳糖・乳糖カルシウム					
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載		小麦：小麦・乳糖・乳糖カルシウム					
1. 鶏卵		大豆：大豆・乳糖・乳糖カルシウム					
2. 牛乳・乳製品		ゴマ：ゴマ油					
3. 小麦		魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤					
4. ソバ		肉類：エキス					
5. ピーナッツ		F その他の配慮・管理事項(自由記述)					
6. 甲殻類							
7. 木の实類							
8. 果物類							
9. 魚類							
10. 肉類							
11. その他1							
12. その他2							
D 緊急時に備えた処方薬							
1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）							
2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン」）							
3. その他							

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

本指示書の内容については、□1年後 または□()か月後に

再評価が必要です。

※本票は、あくまで家庭での対応状況を把握するためのもので、学校給食では「完全除去対応」となります。(ただし、卵、口腔アレルギーについては例外的対応を行っています。)

※可否の欄には、除去が必要なものは×、摂取可能のものは○をご記入ください。

卵		食品	可否
強 ↓ 弱	生卵		
	生の卵黄が含まれる食品		
	アイスクリーム、マヨネーズ		
	卵料理 ゆで卵、卵焼き、オムレツ		
	加熱した卵白が相当量含まれる食品 プリン、茶碗蒸し、卵とじ、卵スープ		
	加熱した卵が含まれる食品 ケーキ、カステラ、クッキー、菓子パン ドーナツ、天ぷら、フライなどの衣		
	つなぎに卵が含まれる食品 かまぼこ、ちくわ、ハム、ソーセージ 中華麺など		
	全卵を微量に含む食品 一部の食パン、天ぷら粉、麺類のつなぎ		
	卵殻カルシウム		

生卵や加熱が
不十分な加工
品の摂取可否
について記載。

甲殻類

除去必要：□えび □かに □いか □その他 ()

食品		可否
強 ↓ 弱	甲殻類・頭足類 えび、かに、いか、たこなど	
	甲殻類を使用したスープなど だし(エクス)、ソースの一部など	

魚類

食品		可否
強 ↓ 弱	魚そのもの ※除去が必要な魚を記入してください ()	
	魚類を使用したスープなど かつおだし、いりこだし、魚醬など	

大豆・大豆加工品および豆類

食品		可否
強 ↓ 弱	大豆、おから、枝豆	
	スナック菓子、 マーガリン、ルウ(油脂として使用)	
	豆乳、豆腐、厚揚げ、油揚げなど	
	納豆、きなこ、またその加工品	
	大豆油、醤油、みそ	
	小豆、もやし、グリーンピースなど	
	生の豆乳《※1》	

※1 ハンノキ花粉に関連する豆乳の口腔アレルギー症候群の診断がでている場合に限る。

落花生(ピーナッツ)、木の実類

()

その他:

□野菜 □果物 □そば □米 □魚卵 ()
□肉 *肉エキス摂取の可否 ()
□ごま *ごま油摂取の可否 ()
□その他

□症状発症の原因となる生の食物 () 《※2》

※2 シラカバ花粉やイネ科花粉、キク科花粉など
に関連する食物(果物・野菜など)の口腔ア
レルギー症候群の診断がでている場合に限る。

※ ×が付いたもの以外で、除去が必要な食品を
ご記入ください。

()

記載日: 令和 年 月 日

児童生徒氏名

保護者氏名(自署)

牛乳

食品		可否
強 ↓ 弱	生の牛乳、牛乳を主原料とした食品 牛乳、スキムミルク、生クリーム アイスクリーム	
	牛乳が相当量含まれている食品 プリン、クリームシチュー、グラタン ホワイトソース、ポタージュ、乳酸菌飲料 チーズ、ヨーグルト、バター	
	牛乳を多く使った菓子 ケーキ、チョコレート、ドーナツ、カステラなど	
	つなぎにカゼイン使用 一部のハム、ソーセージなど	
	加熱された牛乳やバターが少量含まれる食品 食パン、ビスケット、クッキーなど	
	乳糖・乳清焼成カルシウム	

小麦

食品		可否
強 ↓ 弱	小麦を主成分とした食品 パン、うどん、パスタ、中華麺 小麦粉、パン粉、麩	
	大麦、ライ麦パン	
	小麦を使用した食品 肉、練り製品のつなぎ、ルウ フライや天ぷらの衣 菓子(ケーキ、クッキー類)	
	オートミール	
	醤油、みそ、酢	

食物アレルギー対応申請書（新規・継続・変更）

令和____年____月____日

長崎市立_____学校長様

保護者氏名（自署）

（続柄： ）

（児童生徒氏名） _____ 年 _____ 組 _____ は、この添付書類のように食物アレルギーの診断を受けましたので、今後、学校生活において、以下の原因食物についての対応を申請します。

なお、食物アレルギー対応の実施にあたり、学校の説明を受けます。

原因食物	☐ 卵 ☐ 乳 ☐ えび ☐ かに ☐ いか ☐ たこ ☐ アーモンド ☐ カシューナッツ
	☐ 【その他】（食材名を詳細に）
医師の診断を受けたうえで、下記の対応を希望します。 ☐ 例外的対応 ① 加熱卵摂取可 ☐ 例外的対応 ② 口腔アレルギー症候群（加熱摂取可） 原因食物（ _____ ）	

添付書類 ☐ 「学校生活管理指導表（食物アレルギー）」（写）
☐ 「食事状況確認書」
☐ その他（ _____ ）

年度途中の変更についても、診断を受けたうえで対応申請書及び添付書類を再提出いたします。

調味料・だし・添加物等、及び、コンタミネーション（微量混入）の取扱いについて

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品（調味料・だし・添加物等）については、使用します。また、原材料の製造工程において、コンタミネーション（微量混入）の可能性があります。そのことを承知のうえで、給食の提供を受けられますか。

（ はい ・ いいえ ）



「いいえ」の場合、弁当持参（原因食物が含まれる日は（一部・全部）弁当持参、または、毎日弁当持参）となります。

【例】

- ・ 魚アレルギーがある児童生徒にも、かつおだしやいりこだしの料理を提供する。
- ・ “うどん” が、“そば” と同じ製造ラインで作られている。
- ・ 揚げ油を再利用した場合、以前、使用した卵や甲殻類等のエキ스가含まれていることがある。

食物アレルギー面談調査票

面談日:令和 年 月 日()

出席者:

面談場所:

記入日:令和 年 月 日()(記入者)

ふりがな

()年()組()番 名前()

保護者記入

1. アレルギーの原因食物は何ですか？ ☑ (該当するものに✓を付ける)				①調味料・だし・添加物等での反応 (あり ・ なし) (原因食物)	
卵(生)		えび		たこ	
卵(加熱)		かに		アーモンド	
乳・乳製品		いか		カシューナッツ	
その他食品				②コンタミネーション(微量混入)での反応 (あり ・ なし) (原因食物)	
落花生(ピーナッツ)		小麦		大豆	
くるみ		魚		貝類	
そば					
2. 発症年齢・原因食物・症状 ヶ月・ 歳 (原因食物) (症状) ヶ月・ 歳 (原因食物) (症状)					
3. アナフィラキシーショックを起こしたことがありますか？ (あり ・ なし) (原因食物) (症状)					
4. 運動により症状が出たことがありますか？ 食事と運動との関係(あり ・ なし) (あり ・ なし) (原因食物) 医師から運動について注意を受けていますか？(食後 分) (はい ・ いいえ) (備考)					
5. 緊急時に連絡が取れない場合の対応はどうしますか？					
①()病院に運んでほしい。				※「学校生活管理指導表」記載されている 緊急時連絡先の病院名を記入	
②薬を飲ませてほしい。 薬名() 1回に()包、()錠 持っている場所() 飲ませるタイミング()					
③アドレナリン自己注射薬(エピペン [®])を処方されていますか？ (はい ・ いいえ)					
④本人がエピペンを打てない場合や保護者対応が不可の場合、学校職員が代打することについて (了承する ・ 了承しない) 持っている場所() 使うタイミング()					
◆エピペンが2本処方されている方にお尋ねします。					
⑤2本目のエピペン接種について主治医から承諾を受けている場合、接種を(了承する ・ 了承しない)					
6. 本人は食べられないものをわかっていますか？ (はい ・ いいえ)					
7. クラスの子どもたちに伝えていいですか？ (はい ・ いいえ)					
8. 給食当番はどうしますか？ (当番は可能 ・ 当番は不可)					
9. 心配なことがあったらご記入ください。					

「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」

保護者記入

(様式5-①)

作成日: 令和 年 月 日

名前	年 組 番	ふりがな 名前
生年月日	平成 年 月 日生	
住所		

緊急連絡先	名 前	本人との関係	電話番号(○をつけてください)	
	①		(自宅・携帯・職場)	
	②		(自宅・携帯・職場)	
	③		(自宅・携帯・職場)	
※給食時間に連絡が取りやすい順番で記載してください。 (アレルギー対応について緊急に連絡することがあります。連絡が取れない場合は給食を提供できないことがあります。)				
医療機関連絡先	医療機関名(診療科)	主治医名	電話番号	備考

アナフィラキシー既往歴(有 ・ 無)		ぜん息(アナフィラキシー重症化の危険因子)(有 ・ 無)	
病型	☐ 即時型 ☐ 口腔アレルギー症候群 ☐ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		
原因食物			
家庭での対応状況			
発症時の症状			
緊急時の処方薬	薬 剤		管 理 方 法
	☐ 内服薬 (薬品名:)		☐ 本人(保管場所) ☐ その他()
	☐ 「エピペン®」(アドレナリン自己注射薬) (mg、有効期限 年 月)		☐ 本人(保管場所) ☐ その他()
	☐ その他()		☐ 本人(保管場所) ☐ その他()
〈学校記入欄〉	「エピペン®」代打の了承があるか(有・無)		
薬剤使用時の留意事項	主治医から2本目接種の承諾があるか(有・無) ある場合、使うタイミング()		

今までかかった大きな病気、 その他特記事項	
--------------------------	--

「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」

学校記入

(様式5-②)

学校生活における留意点	A 給食	①詳細な献立表対応 ②弁当持参(一部・全部) ③除去食対応 ※給食については、次の「学校給食における対応決定事項」に詳細を記入
	B 食物、食材を扱う授業、活動	
	C 体育、部活動等運動を伴う活動	
	D 宿泊を伴う校外学習	
	E その他	

学校給食における対応決定事項

	決定(年 月 日)	決定(年 月 日)	決定(年 月 日)
弁当持参 給食停止等	弁当持参(一部・全部) 牛乳中止 パン中止・ごはん中止	弁当持参(一部・全部) 牛乳中止 パン中止・ごはん中止	弁当持参(一部・全部) 牛乳中止 パン中止・ごはん中止
除去食の提供	【除去する食品】 ① ② ③	【除去する食品】 ① ② ③	【除去する食品】 ① ② ③
その他			

学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教職員全員及び消防署で共有することに同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名(自署)

学校での様子・体調記録

	体 調 ・ 症 状	その他
年 月 日		
年 月 日		

面談記録

面談日	特 記 事 項	記録者	最終診察日
年 月 日			年 月 日
年 月 日			年 月 日
年 月 日			年 月 日

「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」

保護者記入

(様式5-①)

記入例

作成日: 令和 年 月 日

名前	○ 年 ○ 組 ○ 番 ふりがな 名前
生年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日生
住所	○○○○○

緊急連絡先	名 前	本人との関係	電話番号(○をつけてください)	
	①桜町 花子	母	× × × ×	(自宅・携帯・職場)
	②桜町 太郎	父	× × × ×	(自宅・携帯・職場)
	③			(自宅・携帯・職場)
※給食時間に連絡が取りやすい順番で記載してください。 (アレルギー対応について緊急に連絡することがあります。連絡が取れない場合は給食を提供できないことがあります。)				
医療機関連絡先	医療機関名(診療科)	主治医名	電話番号	備考
	○○小児科医院	◇◇ ◇◇	× × × ×	かかりつけ医
	○○総合病院 (小児科)	◇◇ ◇◇	× × × ×	救急搬送病院

アナフィラキシー既往歴(☒ 有 ・ ☐ 無)	ぜん息(アナフィラキシー重症化の危険因子)(☐ 有 ・ ☒ 無)
---	---

病型	☒ 即時型 ☐ 口腔アレルギー症候群 ☐ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー		
原因食物	卵	牛乳	
家庭での対応状況	加熱した卵料理は食べている。生卵は食べられないが、マヨネーズは食べている。	完全に除去している。	
発症時の症状	じんましん	じんましん 呼吸困難	

緊急時の処方薬	薬剤	管理方法
	☒ 内服薬 (薬品名: ○○○)	☒ 本人(保管場所 ランドセルのポケット) ☐ その他()
	☒ 「エピペン®」(アドレナリン自己注射薬) (○○mg、有効期限 ○年 ○月)	☐ 本人(保管場所) ☒ その他(校長室)
	☐ その他()	☐ 本人(保管場所) ☐ その他()

〈学校記入欄〉	「エピペン®」代打の了承があるか(☒ 有・無) 主治医から2本目接種の承諾があるか(☒ 有・無) ある場合、使うタイミング(主治医に連絡した上)
薬剤使用時の留意事項	

今までかかった大きな病気、 その他特記事項	
--------------------------	--

「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」

学校記入

(様式5-②)

記入例 学校生活における留意点	A 給食	①詳細な献立表対応 ②弁当持参(一部・全部) ③除去食対応 ※給食については、次の「学校給食における対応決定事項」に詳細を記入
	B 食物、食材を扱う授業、活動	卵や牛乳に触れる、喫食する授業がある場合は、配慮が必要。
	C 体育、部活動等運動を伴う活動	運動を伴う活動を行う時は、体調変化に注意する。 日焼け防止に配慮する。
	D 宿泊を伴う校外学習	宿泊学習や修学旅行の時は、宿泊先と十分な情報交換を行い、誤調理、誤配食等が無いように注意する。
	E その他	遠足の時は、弁当や菓子を他の児童生徒とやりとりをしないように注意する。 動物との接触もアレルギーの原因となる。配慮が必要。

学校給食における対応決定事項

	決定(△年 △月 △日)	決定(年 月 日)	決定(年 月 日)
弁当持参 給食停止等	弁当持参(一部・全部) 牛乳中止 パン中止・ごはん中止	弁当持参(一部・全部) 牛乳中止 パン中止・ごはん中止	弁当持参(一部・全部) 牛乳中止 パン中止・ごはん中止
除去食の提供	【除去する食品】 ①牛乳・乳製品は完全除去 ②卵 ※加熱した卵は摂取できる ※未加熱卵(マヨネーズ等)は提供しない	【除去する食品】 ① ② ③	【除去する食品】 ① ② ③
その他	献立表(個別対応表)・原料配合表の配布		

学校における日常の取組み及び緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教職員全員及び消防署で共有することに同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名(自署)

学校での様子・体調記録

	体 調 ・ 症 状	その他
■年■月■日	体育の授業終了後、かゆみの訴えあり。	
年 月 日		

面談記録

面談日	特 記 事 項	記録者	最終診察日
▲年▲月▲日	〇〇病院にて、〇月〇日に乳の負荷試験を受ける予定	〇〇養護教諭 〇〇栄養教諭	◇年◇月◇日
年 月 日			年 月 日
年 月 日			年 月 日

緊急時個別対応経過記録表

学校記入

年 組	さん のアレルギー対応
保護者連絡先①()②()	
エピペン®保管場所()	持参薬(薬品名: 保管場所:)

摂取:食物()	:量()	時刻(令和 年 月 日 時 分)	場所()
○摂取が分かったらすみやかに対応(対応したものに○)			
口から取り除く・口をすすぐ・手、顔、目を洗う			

症状確認 (時 分)

バイタルサイン: 脈(回 / 分) 呼吸(回 / 分) 体温(℃)

★あてはまる症状には○をする

限られた範囲の皮膚の赤み・かゆみ・じんましん
口のかゆみ、唇のかゆみ・軽い咳・くしゃみ

ぐったり・意識もうろう・尿、便をもらす・脈が触れにくい
又は不規則・唇や爪が青白い・のどや胸が締め付けられる・声がかすれる・犬が吠えるような咳・息がしにくい・持続する強い咳き込み・ゼーゼーとする呼吸(喘息呼吸)・繰り返し吐く・持続する強い腹痛
その他()

上記の症状が一つでもあれば早急に対応

○薬を飲む(時 分)
○保健室等へ移動(時 分)
○保護者へ連絡(時 分)

症状の
悪化

○教職員へ協力要請する
○エピペン®注射(時 分)
使用者:本人・その他()
○119番通報(時 分)
○薬を飲ませる(時 分)
○保護者へ連絡(時 分)
○仰向けに寝かせ、足を上げる。顔は横向き
○意識、呼吸がない場合→
心臓マッサージ(100~120回/分)
AED使用(時 分)

常に観察は続ける。目を離さない

症状確認 (時 分)

症状改善

症状改善無し

医療機関受診(時 分)
医療機関名()

救急隊到着(時 分)
搬送先病院()
付き添い氏名()

学校

住所:

電話番号

A E D 保管場所:

令和 年 月 日

保護者 様

長崎市立 学校
校長

食物アレルギー対応決定通知書（新規・継続用）

(児童生徒氏名) 年 組

の食物アレルギー対応については、以下のとおりです。

全教職員で食物アレルギー情報を共有し、また緊急時体制を整備し、学校生活を安全に過ごすことができるよう配慮します。

1. 原因食物 _____

2. 学校給食における食物アレルギー対応

(1) 対応内容

	原因 食物	対応内容	備 考
☐		除去食・資料 提供	○配膳については、「個別対応表」を 基に、複数の教職員での確認を徹底 します。
☐		資料提供のみ	
☐		対応無し	○当該原因食物は、学校給食では使用 しないため、対応はありません。 (資料提供もありません。)

(2) 対応開始日

令和 年 月 日から開始します。

3. 学校生活全般における食物アレルギー対応

○「個別支援プラン」に基づき対応します。

必要に応じて、対応の詳細について確認をさせていただきます。

○症状に変化があった場合は、「食物アレルギー対応申請書」の再提出
が必要となります。

4. 備考

除去解除申請書

令和____年____月____日

長崎市立____学校
校長____様

保護者氏名(自署)_____(続柄:____)

(児童生徒氏名)____年____組____は、学校生活管理指導表で除去していた(食物名:____)に関して、医師の指導のもと、これまでに複数回家庭での飲食において症状が誘発されていないので、学校における完全解除をお願いします。

指導を受けた病院名:_____

医師名:_____

《留意点》

本申請書提出にあたっては、必要に応じて学校から主治医に確認させていただくことがあります。

例

令和 年 月 日

保護者 様

長崎市立 学校
校長

除去解除通知書

(児童生徒氏名) 年 組

の令和 年 月 日付で申請があった食物アレルギー対応の完全解除について、次のとおり決定したので通知します。

1. 解除食物

2. 解除開始日 令和 年 月 日の給食から解除します。

学校給食食物アレルギー事故発生状況報告書

(様式7)

		報告書提出日	年 月 日 (曜日)
		報告書提出者氏名	
学 校 名			
市教委への第一報(※) 報告者	年 月 日 (曜日)	時 分	
	【報告者】 職名	氏名	
事故発生(発見)日時	年 月 日 (曜日)	:	
当該児童生徒	【学年】	【性別】	
当日の献立			
原因となった料理または食品			
原因となったアレルゲン	(その他保有しているアレルゲン:)		
エピペン処方	有 ・ 無		
健康被害	有 ・ 無		
発生時の状況 処理内容または経過 ・当該児童生徒及び保護者 への対応 ・健康被害有の場合、発症 した症状 ・医療機関受診の有無など			
アレルギー事故の 原因・問題点			
今後の対応			

(※) 食物アレルギー事故が発生した場合は、直ちに電話により教育委員会(健康教育課)に報告すること。その後、翌日までに報告書を提出すること。

参 考 様 式

面談チェックリスト

面談日：令和 年 月 日（ ）

年 組 氏名 (記入者)

項 目 及 び 確 認 内 容	✓
【学校生活管理指導表】	
不備がある場合は、医師に追記していただくよう依頼	
再評価について記載されているか	
担当医師氏名および押印があるか	
【食事状況確認書】（家庭の食事状況についての情報収集）	
保護者氏名の記載があるか	
内容については、あくまで家庭での対応状況を把握するためのもので、学校給食では	
完全除去対応となることを承知しているか	
【食物アレルギー対応申請書】	
記入漏れはないか（保護者氏名など）	
微量混入（コンタミネーション）について承知しているか	
【「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」】	
原因食品の確認	
（給食では使用しないそば、ピーナッツ、くるみ、キウイフルーツについても確認）	
アナフィラキシー既往歴（有りの場合の原因）、およびショック有無の確認	
※アナフィラキシーとは、以下の症状が複数同時に、かつ急激に強く出現した状態	
（蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、咳・ゼーゼー・呼吸困難などの呼吸器症状）	
緊急時の処方薬はあるか、ある場合はそれぞれの保管場所等について確認	
学校生活上の留意点（A 給食）の確認	
学校生活上の留意点（B 食物、食材を扱う授業、活動）の確認	
学校生活上の留意点（C 体育、部活動等運動を伴う活動）の確認	
学校生活上の留意点（D 宿泊を伴う校外学習）の確認	
学校生活上の留意点（E その他の配慮事項）の確認	
情報の共有について、保護者氏名および押印があるか	
面談日時（学校記入欄）の記入	

項 目 及 び 確 認 内 容	✓
【給食におけるアレルギー対応】	
除去対応するアレルゲンについて	
※卵、乳、えび、かに、いか、たこ、アーモンド、カシューナッツ	
学校給食での「そば」「ピーナッツ」「くるみ」「キウイフルーツ」の扱いについて	
微量混入（コンタミネーション）、エキス、接触での反応について	
揚げ油は、同じ油を数回使用すること	
原因食物が献立にある場合、同じ教室で他の児童と一緒に食べることができるか	
給食室の現状について説明（施設・設備により対応できない場合もある）	
完全除去を基本とすること（安全確保のため、分量による部分除去は行わない）	
（例）乳アレルギーであれば、パンも提供しない。	
トマトアレルギーであれば、ケチャップも提供しない。	
1つの料理で1つの除去食となること、原因食物以外も除去して作る場合があること	
家庭からの持参をお願いする場合もあること（弁当の衛生管理について確認）	
除去食の場合、提供の流れ（一人分つぎ分け、学年学級氏名を明記して確実に渡す）	
おかわりについて	
初めて食べる食品が給食で出される場合について	
※事前に、家庭で喫食して症状がでないことを確認してほしい旨のお願い	
使用する食器等について	
除去が不要になった場合は、除去解除申請書の提出	
飲用牛乳の中止について	
【保護者へのお願い】	
詳細な献立表等の確認について	
登校前、当日のアレルギー対応について児童生徒と内容の確認をすること	
本人に、自分の食物アレルギーについて十分理解させてもらう	
欠席する場合の連絡 ※学校では、給食室まで確実に連絡する	
除去食や食べられないものがあるときは、おかわりできないことを理解させてもらう	
【その他】	
クラスの子供たちに、当該児童生徒の食物アレルギーについて伝えてよいか	
給食当番の確認 （ できる ： できない ）	
給食費の取扱いについて	
個人情報、食物アレルギー対応の目的以外で利用することはない	
その他、学校での生活において心配なことはないか	

令和 年度 長崎市立 学校 食物アレルギー対応児童生徒一覧チェック表

No.	年組	氏名	食物アレルギー調査票	学校生活管理指導表（写）	食事状況確認書	対応申請書	個別面談（面談調査票）	「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」	決定通知書	備考
例	1年2組	○田 △子	提出日 ×月×日	提出日 ×月×日 医師記載日	提出日 ×月×日	提出日 ×月×日	実施日 ×月×日	作成日 ×月×日	通知日 ×月×日	エビペン有 内服薬 有
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

個人ファイル用チェック項目

年 組 番 氏名

- ☐ 様式1「学校生活における食物アレルギー調査票」
- ☐ 様式2「学校生活管理指導表【食物アレルギー】」(写)
- ☐ 様式3「食事状況確認書」
- ☐ 様式4「食物アレルギー面談調査票」
- ☐ 様式5-①②「個別支援プラン」兼「緊急時個別対応カード」
- ☐ 文書様式2「食物アレルギー対応申請書」
- ☐ 文書様式3「食物アレルギー対応食等決定通知書」(控)
- ☐
- ☐
- ☐